

災害時薬事関連業務マニュアル（案）

【第4版】

【内容】

災害薬事コーディネーターについて

情報収集体制について

医薬品等供給及び薬剤師派遣体制について

令和5年 月 日

（↑ 関係機関等との意見交換後の決裁日）

宮城県保健福祉部薬務課

目 次

基本的事項

1 本マニュアルの目的	1
2 本マニュアルの位置付け	1
3 本マニュアル活用の対象期間	1
4 本マニュアルの対象災害	1
5 組織名の省略	1

第1章 組織・体制

1 宮城県災害対策本部及び保健医療福祉調整本部等の設置	2
2 災害医療コーディネーター、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班について	6
3 薬務課、県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターについて	6

第2章 薬剤師による医療救護活動

1 活動場所ごとの対応	10
2 活動終了・引継ぎ	14
3 災害救助法の適用対象業務	14

第3章 情報収集と伝達

1 緊急時連絡先の整備	16
2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達	16
3 ボランティア薬剤師	17
4 グループLINEの運用	18

第4章 医薬品等の供給

1 事前の備え	19
2 医薬品集積所の設置	19
3 医薬品等の供給	21
4 医薬品等の供給決定	24

第5章 薬剤師の派遣

1 事前の備え	26
2 薬剤師の派遣	26
3 薬剤師の派遣調整等	29

第6章 モバイルファーマシーの配置

第7章 災害処方箋・災害薬袋・お薬手帳の活用

第8章 様式

様式1-1 薬局被災・業務継続状況報告様式	34
様式1-2 薬局被災・業務継続状況報告集計表（地区薬剤師会用）	35
様式1-3 薬局被災・業務継続状況報告集計表（保健医療調整本部・薬務課用）	36
様式2-1 医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告様式	37

様式 2-2 医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（組合・協会用）	38
様式 2-3 医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（薬務課用）	39
様式 3 医薬品等供給要請書兼応諾連絡書	40
様式 4 薬剤師派遣要請書兼薬剤師派遣調整結果連絡書	41
参考様式 1 災害処方箋	42
参考様式 2 災害用緊急薬袋（表）	43
参考様式 2 災害用緊急薬袋（裏）	44

第9章 災害薬事関連通知・事務連絡	45
-------------------	----

第10章 宮城県薬事関連災害協定書等

1 災害時における医療救護活動に関する協定書（令和3年12月 一般社団法人宮城県薬剤師会）	65
2 災害時における医療救護活動に関する協定書（令和3年8月 一般社団法人宮城県病院薬剤師会）	77
3 非常災害用医薬品確保に関する協定書（令和3年8月 宮城県医薬品卸組合）	91
4 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書（平成17年4月 一般社団法人日本産業・医療ガス協会東北地域本部）	93
5 災害時における医療機器等の確保等に関する協定書（平成22年6月 宮城県医療機器販売業協会）	95
6 災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定書（平成21年3月 宮城県毒劇物協会）	97
7 大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書（平成30年3月 宮城県医薬品卸組合）	99

第11章 資料集

1 非常災害用医薬品等流通備蓄状況一	101
2 非常災害用医薬品等備蓄場所一覧	102
3-1 災害処方箋に係る費用請求時に想定される（一社）宮城県薬剤師会あて通知案	103
3-2 災害処方箋に係る費用請求時に想定される実施要項案	104

用語解説	110
------	-----

基本的事項

1 本マニュアルの目的

本マニュアルは、「宮城県地域防災計画」に定める医療救護活動について、関係機関が実施すべき基本的事項を定めた「大規模災害時医療救護活動マニュアル」に即して、災害時における薬剤師の活動、医薬品等の供給体制及び薬剤師の派遣体制等を示すことを目的としています。

※医薬品等とは、医薬品、医療用ガス、医療機器及び医療用衛生材料のことを示しています。

2 本マニュアルの位置付け

本マニュアルは、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」にて示されている、災害発生直後の初期救急段階（超急性期及び急性期）から避難所等で中長期（亜急性期及び慢性期）にわたる医薬品等の供給体制や薬剤師の派遣体制など、薬事に関する事項について、詳細に定めたものです。

本マニュアルは、災害時における標準的な医薬品等の供給体制や薬剤師の派遣体制等を示すものです。各関係機関におかれましては、このマニュアルを参考にしながら、個別具体のマニュアルを作成されますようお願いいたします。

なお、平成12年3月30日に施行された「医薬品安定供給マニュアル」は廃止します。

3 本マニュアル活用の対象期間

地震等の大規模自然災害における発災後の初期救急段階（発災後概ね3日間から1週間程度。災害の規模によってはこれより長くなる場合があります。）においては、被災者に対する救急医療が中心となり、初期救急段階以降、中長期的には被災者の避難所生活の長期化、生活環境の悪化に対応する健康管理対策やメンタルヘルス対策が中心となってきます。

本マニュアルにおいては、「大規模災害時医療救護活動マニュアル」と同様に、**初期救急段階から、被災地において避難所等での巡回診療等のニーズが収束するまでの期間**を、その活用対象とします。

4 本マニュアルの対象災害

本マニュアルは、原則として、災害対策本部内に保健医療福祉調整本部が設置*されるような大規模な災害又は局所災害発生時を対象とします。

※ 保健医療福祉調整本部が設置されるような災害とは、県内で震度6弱以上の地震を観測した場合や特別警報が発表された場合を想定しています。

5 組織名の省略

当該マニュアルにおいて示している自治体名の記載が無い組織（例 薬務課）については、宮城県の組織を示しています。

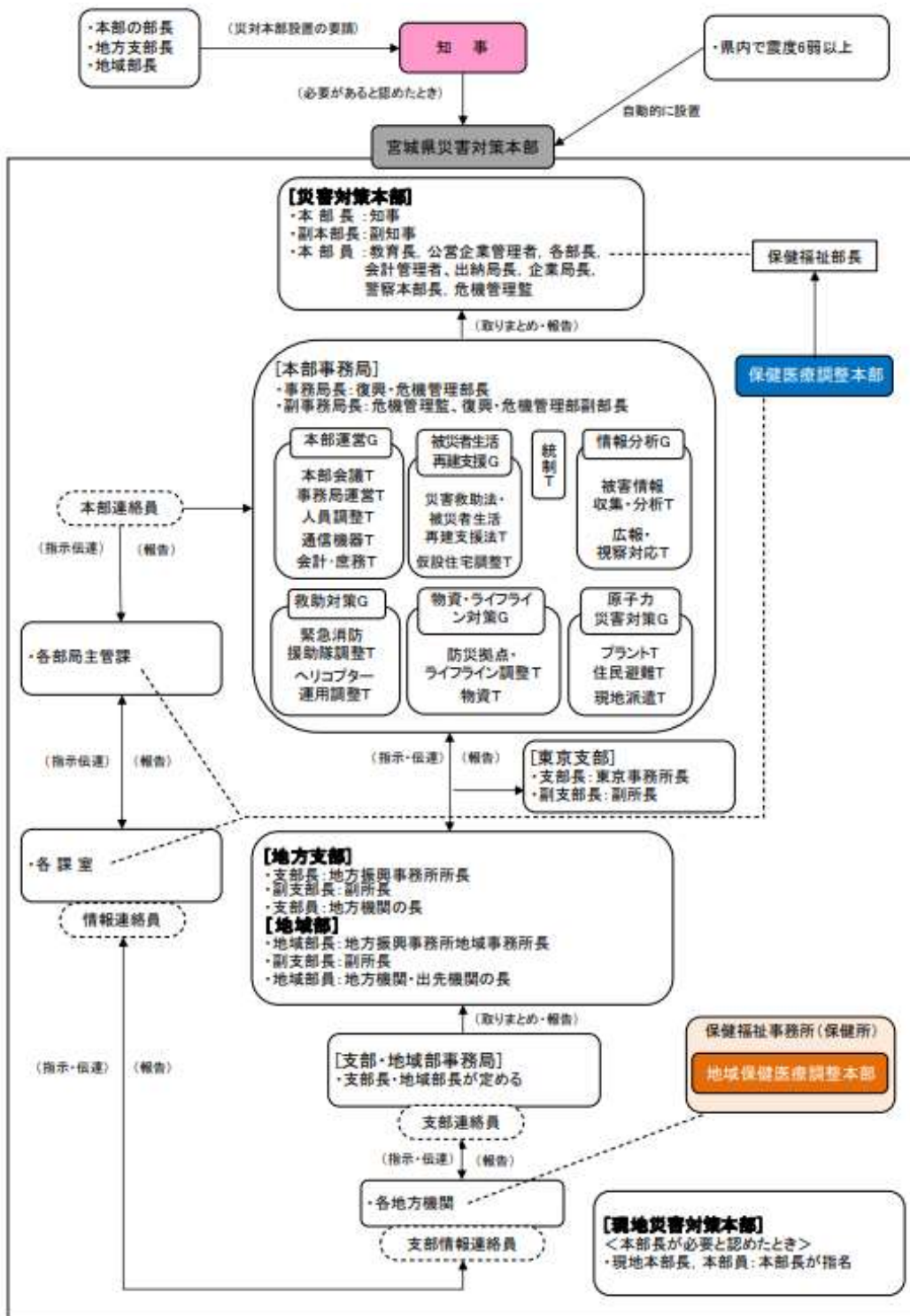
第1章 組織・体制

※本章の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和4年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照願います。

1 災害対策本部及び保健医療調整本部等について

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき、特別警報が発表されたとき又は災害発生のおそれがあり知事が必要と認めたとき等に設置します。また、各広域行政圏（地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所の管轄区域）においては、災害対策本部地方支部又は地域部が設置されます。



▲図1-1 県災害対策本部の概要 (出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル)

(2) 医療救護活動に関する調整組織の設置

災害対策本部の下には、医療救護活動に関する以下の調整組織を設置します。

▼表 1-1 医療救護活動に関する調整組織（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

名 称	設置・出務場所	業務内容
保健医療福祉調整本部	みやぎ広報室内（原則） （必要に応じて災害対策本部内に連絡員を設置する。）	保健医療活動全体の調整
災害医療コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	保健医療全般の調整
	設置：原則地域保健福祉医療調整本部 （災害拠点病院に出務することもあり）	地域における保健医療全般の調整
宮城DMA T調整本部	保健医療福祉調整本部内	DMA Tの受入・配置調整等
日赤救護班活動調整本部	保健医療福祉調整本部内	日赤救護班の活動全般の調整、受入・配置調整等
宮城D P A T調整本部	保健医療福祉調整本部内	D P A Tの受入・配置調整等
災害薬事コーディネーター	保健医療福祉調整本部内	医薬品の供給及び薬剤師活動に係る助言、調整等
	原則地域保健医療福祉調整本部等（災害拠点病院に出務することもあり）	地域における薬剤師活動に係る助言、調整等
DMA T・S C U本部	航空搬送拠点（仙台空港・航空自衛隊松島基地・陸上自衛隊霞目駐屯地）	地域医療搬送及び広域医療搬送の調整
地域保健医療福祉調整本部	被災地の保健所・支所	地域保健医療活動全体の調整
地域保健医療福祉連絡会議	被災地の保健所・支所	地域内の保健医療活動の情報共有
DMA T活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域でのDMA T活動の調整等
日赤救護班活動拠点本部	被災地の災害拠点病院等	地域での日赤救護班活動の調整等
宮城D P A T活動拠点本部	地域災害保健医療活動連絡会議内	地域でのD P A T活動の調整等

(3) 保健医療福祉調整本部

災害対策本部が設置された場合、災害対策本部の下に保健医療福祉活動の総合調整を行う保健医療福祉調整本部を設置します。保健医療福祉調整本部内には、県災害医療コーディネーターを配置し、必要と認められる場合には県災害医療コーディネーターを補佐する宮城県災害時小児周産期リエゾンを配置します。また、宮城DMA T調整本部、日赤救護班活動調整本部、医療救護班活動調整本部、宮城D P A T調整本部及び県災害薬事コーディネーター等を配置して各保健医療活動チームの派遣調整等を行います。

なお、保健医療福祉調整本部事務局、宮城DMA T調整本部及び日赤救護班活動調整本部の設置場所は原則として行政庁舎1階のみやぎ広報室（広報室に設置できない場合は10階1001会議室）とし、情報窓口を設置でき次第、速やかに関係機関へ周知します。保健医療福祉調整本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する調整本部会議を開催するものとし、調整本部会議には、必要に応じて災害医療コーディネーター等、関係機関等の参加を求めるものとします。本部の廃止については、保健医療福祉活動

チームの活動状況や被災地の医療施設等の復旧状況、被災自治体の意向等を踏まえて、総合的に判断します。

▼表 1-2 保健医療福祉調整本部の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

職名	もって充てる職	業務
本部長	保健福祉部長	保健医療調整本部の総括
副本部長	保健福祉部副部長	本部長の補佐
事務局	保健福祉総務課及び医療政策課 ※ 必要に応じ、他の課室から応援を受けることがある。	調整本部会議の運営
本部員	保健福祉部内の各課長	所管の保健医療活動に係るチームの派遣調整等

保健医療福祉調整本部は、以下の業務を行います。

- イ 保健医療福祉活動チーム等の派遣調整
- ロ 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ハ 保健医療福祉活動に係る情報の整理及び分析
- ニ 地域保健医療福祉調整本部の支援及び調整
- ホ その他保健医療福祉活動に係る総合調整に関し必要な事項

（４）地域保健医療福祉調整本部

保健医療福祉調整本部が設置された場合、災害対策本部地方支部又は地域部の保健福祉班（班長：保健福祉事務所長）の下に、保健所長を本部長として、地域保健医療福祉調整本部を設置します。

地域保健医療福祉調整本部には、DMA T活動拠点本部や宮城D P A T活動拠点本部、県災害医療コーディネーター等と連携しながら地域内の保健医療活動の調整を行う地域災害医療コーディネーター、県災害薬事コーディネーターと連携しながら地域内の医薬品等供給、薬剤師派遣の調整等を行う地域災害薬事コーディネーター等を配置し、また、管内の保健医療活動チーム同士の情報共有や派遣調整等を行う地域保健医療福祉連絡会議を設置します。また、地域保健医療福祉調整本部は、管内の災害拠点病院等に設置されるDMA T活動拠点本部と連携して活動します。

なお、地域保健医療福祉調整本部の設置場所は原則として保健所内としますが、災害対応

の状況により、市町村に地域保健医療福祉調整本部又はその下に紐づく組織を設置することについて市町村と協議する場合があります。

地域保健医療福祉調整本部の管轄は次ページのとおりです。

▼表 1-3 地域保健医療調整本部の組織概要（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアルを一部加工）

二次医療圏	地域保健医療福祉調整本部	職名	もって充てる職	所管区域
仙南医療圏	仙南地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	仙南保健所長	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
		地域副本部長	副所長	
仙台医療圏	仙台市災害時医療連絡調整本部*	災害時医療連絡調整本部長	仙台市健康福祉局の本部員	仙台市
	塩釜地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	塩竈市、多賀城市、富谷市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村
		地域副本部長	副所長 黒川支所長	
	岩沼地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	塩釜保健所長	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
		地域副本部長	岩沼支所長	
	大崎・栗原医療圏	北部地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	大崎保健所長
地域副本部長			副所長 栗原支所長	
石巻・登米・気仙沼医療圏	東部地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	石巻保健所長	石巻市、登米市、東松島市、女川町
		地域副本部長	副所長 登米支所長	
	気仙沼地域保健医療福祉調整本部	地域本部長	気仙沼保健所長	気仙沼市、南三陸町
		地域副本部長	副所長	

※地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に定める指定都市等（以下「保健所設置市」）が設置した保健所にあつては、地域保健医療福祉調整本部と同等の機能を有することとし、保健所設置市の責任においてその業務を行います。

地域保健医療福祉調整本部は、市町村等と協力して次の業務を行います。

- イ 保健医療福祉活動チーム等の避難所等への派遣調整
- ロ 保健医療福祉活動に関する情報連携
- ハ 保健医療福祉に係る情報の整理及び分析並びに調整本部への報告
- ニ その他保健医療活動に係る総合調整に関し必要な事項

(5) 市町村

市町村では、災害対策本部設置時に、保健医療福祉活動を担当する部門を設け、次の業務を行います。

- イ 避難所等事前に定める場所に医療救護所を設置し、被災者の迅速かつ的確な救護を行います。また、その実施状況を管轄の地域保健医療福祉調整本部*に報告します。
- ロ 管内の医療機関等の被災状況等を地域保健医療福祉調整本部に報告します。
- ハ 市町村の医療救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、地域保健医療福祉調整本部に対し医療救護班等の派遣を要請します。

2 災害医療コーディネーター、DMAT（災害派遣医療チーム）及び医療救護班について

(1) 災害医療コーディネーターとは

災害医療コーディネーターとは、災害時に県、保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部や地域保健医療福祉調整本部、市町村で保健医療活動の調整等を行う部門において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、県により任命された者です。

災害医療コーディネーターのうち、保健医療福祉調整本部に置かれる者を県災害医療コーディネーター、地域保健医療福祉調整本部等に置かれる者を地域災害医療コーディネーターと称します。

平時には、災害時の医療体制が適切に構築されるよう県などに対し必要な助言を行い、災害発生時には、災害医療コーディネーターを補佐するスタッフと共に業務を行います。また、中長期の被災地支援が必要となる場合は、災害医療コーディネーター間で相互に支援し、交代要員を確保します。

なお、小児・周産期医療に係る保健医療福祉活動の総合調整については、災害時小児周産期リエゾンの助言を参考とするものとします。

(2) DMAT（災害派遣医療チーム）とは

DMATとは、大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームで、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく医療を実施する救護班の一つとなります。

自然災害に限らず大規模な集団災害において、一度に多くの傷病者が発生し医療の需要が急激に拡大すると、被災都道府県だけでは対応困難な場合も想定されます。

このような災害に対して、専門的な訓練を受けた医療チームを可及的速やかに被災地に送り込み、現場での緊急治療や病院支援を行いつつ、被災地で発生した多くの傷病者を被災地外に搬送できれば、死亡や後遺症の減少が期待されます。

このような災害医療活動には、平時の外傷の基本的な診療に加え、災害医療のマネジメントに関する知見が必要で、この医療を担うべく、厚生労働省が行う専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームが日本DMATです。

(3) 医療救護班とは

医療救護班とは、医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チームです。

医療救護班には、地元医師会等と連携して市町村が編成するもののほか、日本医師会が編成するもの（JMAT）、各都道府県が派遣するもの、独立行政法人国立病院機構、医学部を持つ大学、全日本病院協会等の医療関係団体、医学・医療に関する学会などから派遣されるものがあります。また、歯科医師・歯科衛生士等が歯科医療等を行う歯科医療救護班や薬剤師が服薬指導等を行う薬剤師チーム等があります。

3 薬務課、県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターについて（図1）

(1) 薬務課及び災害薬事コーディネーター

災害薬事コーディネーターとは、大規模災害時の医薬品等の供給及び薬剤師の派遣において、保健医療福祉調整本部で全体的な調整を担う者を県災害薬事コーディネーター、地域保健医療福祉調整本部で被災地域における調整を担う者を地域災害薬事コーディネーターと称します。災害薬事コーディネーターは、平時においては、災害時の医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し、必要な助言を行います。

薬務課は、保健医療福祉調整本部内で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行います。また、薬務課には、必要に応じて宮城県医薬品卸組合等の調整担当者を置き、情報共有を行うとともに、円滑な医薬品等の供給のための調整を行います。

(2) 県災害薬事コーディネーター

イ 初動

- (イ) 県災害薬事コーディネーターは、保健医療福祉調整本部が設置されたときは、本部長（保健福祉部長）の要請により直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて薬務課又は他の県災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。
- (ロ) 県災害薬事コーディネーターは、（一社）宮城県薬剤師会、（一社）宮城県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等と連携して、県内の医療機関（主に薬剤部門）、薬局等の被災状況に関する情報を収集します。また、地域災害薬事コーディネーターと、各所管区域内の被災状況及び全国の状況等に関する情報を共有します。

ロ 支援策立案及び支援要請

- (イ) 県災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部事務局及び災害拠点病院等からの支援要請、地域災害薬事コーディネーター、（一社）宮城県薬剤師会、（一社）宮城県病院薬剤師会及び宮城県医薬品卸組合等からの情報並びに保健医療福祉調整本部が収集した県内及び全国の情報を基に、薬務課と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する全県的な支援策について協議します。
- (ロ) 薬務課は、県災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策を、地域保健医療福祉調整本部の事務局、地域災害薬事コーディネーター、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会に速やかに報告します。
- (ハ) 薬務課は、県災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策に基づき、薬剤師の派遣（県外からの派遣を含む）を（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会等に、また、医薬品等の供給を宮城県医薬品卸組合等の協定締結団体、国又は他の都道府県（国又は他の都道府県に対しては、知事会又は災害対策本部に設置される国の組織等を介して要請することが想定される。）に要請します。

ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- (イ) 県災害薬事コーディネーターは、要請先からの医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が決まった場合は、医療ニーズとのマッチングを行った上で、支援を受け入れるための調整を行います。
- (ロ) 県災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所が設置される場合は、薬務課による指示のもと、その管理・運営を統括します。
- (ハ) 県災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの設置が必要と判断された場合は、その設置及び運営に必要な調整を行います。
- (ニ) 県災害薬事コーディネーターは、薬務課及び地域災害薬事コーディネーター等と、県内の医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。
- (ホ) 県災害薬事コーディネーターは、医薬品等の供給又は薬剤師活動に関する課題が生じ地域保健医療福祉調整本部ごとの対応では解決が困難な場合は、薬務課の総合的な指示のもと、関係者との調整を行います。

(3) 地域災害薬事コーディネーター

イ 初動

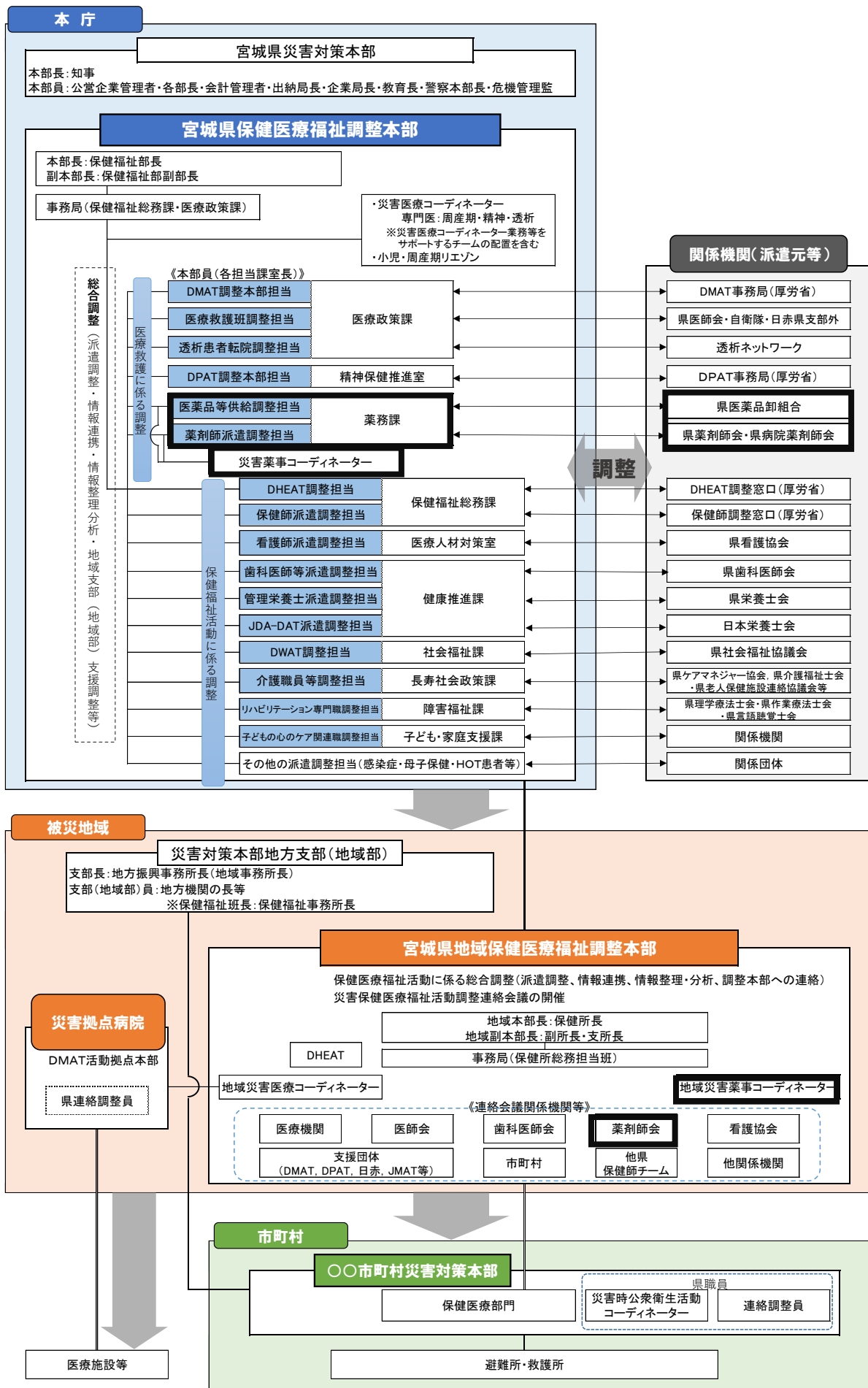
- (イ) 地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部が設置されたときは、地域本部長（保健所長）の要請により、直ちに参集するよう努めます。参集が困難な場合は、使用可能な情報伝達手段を用いて地域保健医療福祉調整本部事務局及び所管区域内の地域災害薬事コーディネーターと連絡を取り、活動の進め方等について打ち合わせます。
- (ロ) 地域災害薬事コーディネーターは、宮城県内の地区薬剤師会と連携して、所管区域内の医療機関（主に薬剤部門）、薬局等の被災状況に関する情報を収集します。また、県災害薬事コーディネーターと、各所管区域内及び県内の被災状況並びに全国の状況等に関する情報を共有します。

ロ 支援策立案及び支援要請

- (イ) 地域災害薬事コーディネーターは、市町村災害対策本部等からの支援要請、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会からの情報並びに地域保健医療福祉調整本部が収集した所管区域内の情報を基に、地域保健医療福祉調整本部事務局と医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する支援策について協議します。地域保健医療福祉調整本部管内の体制だけでは支援策を実施することが困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部事務局から薬務課に支援を要請します。
- (ロ) 地域保健医療福祉調整本部事務局は、地域災害薬事コーディネーターとの協議により立案した支援策を、薬務課、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会に速やかに報告します。

ハ 被災地域の状況の変化に応じた支援活動

- (イ) 地域災害薬事コーディネーターは、要請先からの医薬品等の供給及び薬剤師の派遣が決まった場合は、医療ニーズとのマッチングを行った上で、支援を受け入れるための調整を行います。
- (ロ) 地域災害薬事コーディネーターは、二次医薬品集積所が設置される場合は、地域保健医療福祉調整本部事務局による指示のもと、その管理・運営を統括します。
- (ハ) 地域災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの設置が必要と判断された場合は、その設置及び運営に必要な調整を行います。
- (ニ) 地域災害薬事コーディネーターは、県災害薬事コーディネーター及び地区薬剤師会と、所管区域内の医薬品等の供給及び薬剤師活動に関する最新の情報を共有し、状況の変化に応じて、支援策の見直しについて関係者と協議し、実施します。
- (ホ) 地域災害薬事コーディネーターは、所管区域内で医薬品等の供給又は薬剤師活動に関する課題が生じた場合は、これを解決するために、関係者との調整を行います。



▲図 1-2 保健医療福祉調整本部並びに県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係図（出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル）

第2章 薬剤師による医療救護活動

1 活動場所ごとの対応

(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会との協定等により、災害時に医療救護活動にあたる薬剤師及び被災地域の薬局等における薬剤師の主な業務は以下のとおりであり、おおよその活動時期は図2-1のとおりになります。

(1) 医薬品集積所での医薬品等の管理

イ 医薬品等の保管・管理

施設内の温度を適切に保つよう、換気等により温度管理対策を講じると共に、以下に留意し、保管・管理します。

- (イ) 品名、数量、同種同薬効薬の有無及び数量の管理
- (ロ) 医療用医薬品・一般用医薬品・医療機器・医療用衛生材料等の別、薬効別及び剤形別等の分類
- (ハ) 有効期間・使用期限の確認・管理
- (ニ) 保存に注意が必要な医薬品等（要冷暗所保存・要防湿）の保管
- (ホ) 取り扱いに注意が必要な医薬品（向精神薬及び毒薬・劇薬等）は他の医薬品と分ける等法令に従った保管
- (ヘ) 医薬品を使用するために不可欠な資材及び補助剤（注射器、輸液セット及び吸入アダプター等）は医薬品の供給の際に添付漏れがないよう医薬品に隣接して保管

ロ 医薬品等の受払

医薬品集積所は、以下のとおりに薬務課等の指示を受け、支援物資（医薬品等）の受入れ、仕分け、保管管理及び供給を行います。

- (イ) 保健医療福祉調整本部等の指示による供給
- (ロ) 求められた医薬品がない場合の代替薬の提案
- (ハ) 不足が予想される医薬品等については県災害薬事コーディネーター等を通じた薬務課等への確保要請
- (ニ) 受け入れ及び供給の記録
- (ホ) 向精神薬等特に注意を要する医薬品の在庫確認及び適正な管理

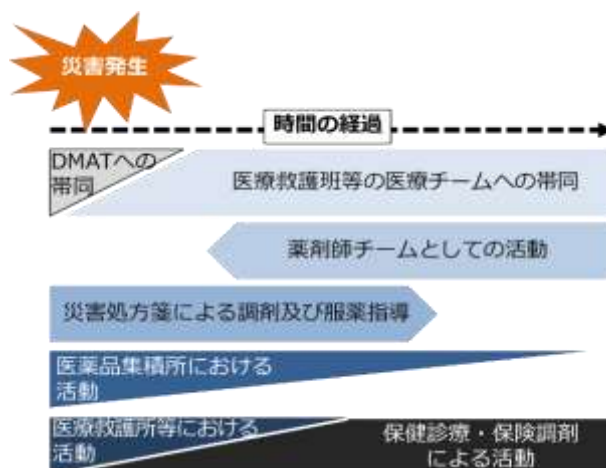
ハ 支援医薬品等一覧リストの定期的な作成・報告

(2) 医療救護所等での医薬品等の管理、調剤及び服薬指導

医療救護所等（モバイルファーマシー又は医療救護班の活動拠点での医薬品等定数保管場所を含む）において、以下のとおりに医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行います。

イ 活動準備

- (イ) 前任の医療チーム及び活動場所の責任者（管理者）と打合せを実施
- (ロ) 電気、水道及びガス等のライフラインの状況の確認並びにライフラインの状況に応じた医薬品等の保管・管理方法の検討
- (ハ) 現地での医薬品等の補給方法の確認
- (ニ) 現地での他の医療チームの活動状況の把握及び薬剤師同士の連携
- (ホ) 地域薬局の開局状況の確認及び連携強化並びに連携した活動の積極的な実施
- (ヘ) 近隣医療機関の診療状況及び薬局の開局状況確認並びに積極的な支援
- (ト) 処方箋の応需可能な近隣薬局の所在確認



▲図2-1 薬剤師による医療救護活動時期イメージ

ロ 主な業務

(イ) 医薬品等の在庫管理等

- 医療救護所内における医薬品等の保管場所及び調剤場所の確保
- 医薬品を管理しやすいよう分類するとともに一覧表及び棚表を配置
- 医薬品等ごとの適切な保管のための環境整備（要冷暗所保存、毒薬・劇薬及び向精神薬等）
- 調剤場所への調剤物品の配置及び衛生的な環境の整備
- 医薬品等の保管場所及び調剤場所に関係者以外が立ち入ることのないよう整備
- 調剤した医薬品及び補充した医薬品等の日別集計及び記録の作成
- 医療救護所内の医薬品等の種類・数量の把握
- 不足が予測される等補充が必要な医薬品等のリスト（品名・数量）の作成及び補充の手配

(ロ) 医薬品等使用に関する医師や看護師等への情報提供

- 医療救護所の限られた医薬品での最良の処方・治療のため医療救護所内の医薬品の在庫把握及び使用できる同種同薬効薬の医師への選択・提案
- 在庫医薬品等の整理・把握及び医師等への情報提供

(ハ) 患者の使用薬等の聞き取り、医薬品等の鑑別・特定及びお薬手帳の活用

- 医療救護所での診察前に被災者から平時に使用している使用薬等を聞き取り、医薬品等の鑑別・特定を行うことでお薬手帳への医薬品名等を記載
（これにより、医師は効率的な診療を行うことができ、多くの患者の診察が可能となります。）
- アレルギー歴及び副作用歴等の確認並びにお薬手帳への記載（過去の薬剤服用歴が確認できない場合）
- アレルギー歴及び副作用歴等とともに医療救護所等で調剤・交付した薬剤名等をお薬手帳に記載し、他の医療救護班又は医療機関での診察時にお薬手帳をの提示を推奨

(ニ) 調剤及び服薬指導

- 医療救護所の医師が発行する災害処方箋に基づく医薬品の調剤
（在庫がない場合は医師との相談により同種薬効薬又は代替薬の調剤）
- 医療救護所等で調剤・交付した薬剤名等を災害用緊急薬袋（お薬手帳があれば手帳にも）に記載し、継続して医療機関等を受診する場合は、災害用緊急薬袋又はお薬手帳を医師に提示するよう指導
- 医薬品交付時に患者又は代理人への服薬指導
※特に、普段服用している医薬品と異なる医薬品（同種同効薬等）を交付する場合は、十分に説明を行い、患者の理解を得るよう努める。また、糖尿病患者や喘息患者等への服薬指導は慎重に行う。
- 一般用医薬品のうち、殺菌消毒薬及び含嗽薬等医療用に転用可能な医薬品について、医療救護所の医療用医薬品需給状況の勘案による医療救護班の救護活動への優先的利用の実施（医療用衛生材料も同様）
- 一般用医薬品の交付時には患者の申し出等を十分聞いた上で必要最小量を交付し、お薬手帳がある場合は、交付した一般用医薬品名・数量を記載する。

(3) DMAT及び医療救護班等の医療チームへの帯同

DMAT及び医療救護班等の医療チームが円滑に活動できるよう、必要に応じ医療チームの一員として薬剤師が帯同し、以下のとおりに医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行います。

イ 巡回診療用の医薬品等及び調剤用資材の準備

ロ 前項（2）ロ同様に、情報提供、聞き取り、調剤及び服薬指導を実施

ハ 医療救護班等の会議への参加による状況把握

(4) 薬剤師チームによる医療救護活動

薬剤師チームとは、避難所を中心として下記イから二のとおりに活動する薬剤師により構成されるチ

ームであり、災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなります。これらチームの派遣先については、地域災害薬事コーディネーターを含む地域保健医療福祉連絡会議内での議論の上で調整され、地域災害薬事コーディネーターが地域保健医療福祉調整本部事務局に報告します。

医療救護班又は保健師チームから薬剤師チームへ協力要請があった場合には、対応可能な業務内容等を勘案の上、関係機関との緊密な連携を図り、医療救護活動への支援を行います。チームは、医療救護活動の他にも、下記ニのとおり公衆衛生活動に従事します。

イ 活動準備

- (イ) 避難所で活動を行う場合は、避難所の責任者（管理者）と十分に打合せを行い、注意事項、ニーズ及び他の支援チームの有無を把握した上で活動を開始する。
- (ロ) 一般用医薬品・医療用衛生材料が避難所にて在庫されている場合は、保管管理・交付・相談場所を確保するとともに、一般用医薬品・医療用衛生材料を交付しやすいように分類し、避難者が直接手に取ることが出来ない場所に保管する。

ロ 巡回・服薬指導

- (イ) 薬剤師チームは、避難所の規模や設置場所によって、避難所を定期的に巡回するとともに、避難所の被災者の服薬状況を調査し、必要に応じて服薬指導を実施する。
- (ロ) 医薬品等に関する相談に積極的に応じ、医薬品等の交付が必要と思われる患者に対しては、医療救護所等への受診勧奨等適切に指導する。
- (ハ) 避難所で不足している医薬品等があると思われる場合は、市町村等を通じて供給を要請する。

ハ セルフメディケーション支援

- (イ) 被災者のセルフメディケーション支援のため、医薬品等のみならず健康及び食事に関する相談を受け、アドバイスを実施する。
- (ロ) 医薬品集積所から供給される等により、避難所で一般用医薬品が在庫されており、医師の診断・治療を必要としない軽症患者から一般用医薬品の供給の要請があり、当該医薬品を供給する場合、患者の申し出等を十分に聞いた上で、必要最小量を交付する。また、使用方法を指導し、お薬手帳がある場合は、交付した医薬品名・数量を記載する。
- (ハ) 避難所生活の長期化の影響に伴う、栄養バランスの悪化及び運動不足等に対し、総合ビタミン剤の供給及び運動の励行等生活面を指導する。（被災地で栄養・食生活の支援活動を行う日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）が活動している場合には適宜連携する。）
- (ニ) 避難所生活者に共通して発生する健康上の問題等に備えて、生活者向けの健康教室等を開催し、健康意識の向上により健康増進を奨励する。
- (ホ) 避難所生活者の要介護等健康上の問題が見られた場合は、関連する他のチームを紹介する。
- (ヘ) 避難所生活者の健康上の要望など、気付いたことを積極的に避難所責任者あてミーティング等で報告するとともに、改善について提案する。

ニ 公衆衛生活動

医療救護活動のほか、市町村が行う避難所の管理について連携し、トイレ及びごみ保管場所の消毒、飲料水道の衛生管理並びに害虫駆除及び感染症予防等のための助言・指導を行います。（詳細は「宮城県災害時公衆衛生活動ガイドライン」（令和5年6月改定）を参照願います。）

(5) 薬局等における災害処方箋による調剤及び服薬指導

薬局等が医療救護所等において医師が発行した災害処方箋を応需した場合は、薬局等において調剤及び服薬指導等を実施します。災害処方箋は、保険調剤の対象とならないことに留意してください。

なお、災害処方箋による調剤及びお薬手帳の活用については、第7章（p 32）を参照するとともに、災害処方箋に係る費用請求のために想定される通知案（第11章（p 103～109））を参考に、災害処方箋等による調剤実績の取りまとめにもあらかじめ留意してください。

(6) 医療機関及び薬局等での保険調剤

医療機関及び薬局等において保険調剤に従事する薬剤師が不足している場合、国から発出される通知により、必要に応じて、医療機関及び薬局からの派遣要請（p 41様式4）に基づき、地域保健医療福祉調

整本部事務局が地域災害薬事コーディネーターと連携しながら調整を行います。また、健康保険証がなくとも患者が医療機関及び薬局等を利用できるよう、災害時の医薬品の交付等について、特別措置が講じられることがある点に留意してください。

被災地の薬局において想定される対応は以下のとおりです。

イ 支援薬剤師の受け入れ調整

過去の自然災害発生時には、国から、被災地の薬局に対する薬剤師応援業務に際しての変更届及び兼務許可の省略に関する通知が発出されました。(p 5 4⑨) また、薬局の営業時間を変更する場合若しくは薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の数等を変更する場合においても、変更届を省略して差し支えない旨の通知も発出されました。(p 5 4⑩) 支援薬剤師の受け入れ時には、国の通知をその都度確認してください。

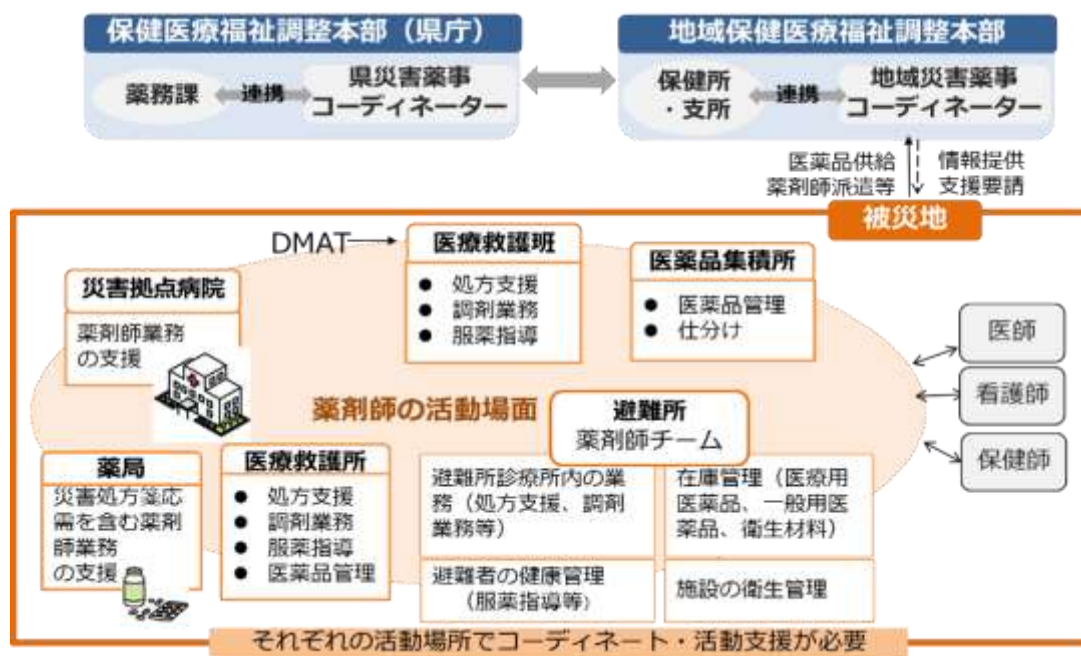
ロ 臨時薬局の開設

過去の自然災害発生時には、国から、薬局等の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等(以下「仮設薬局等」という。)において調剤等を行う場合、当該仮設薬局等と全半壊等した保険薬局等としての継続性が認められる場合については、仮設薬局等において保険調剤として取り扱って差し支えない旨の通知が発出されました。(p 5 8②) 具体的な対応に当たっては、県及び(一社)宮城県薬剤師会等による通知をその都度確認してください。

ハ 医薬品の取り扱い

過去の自然災害発生時には、国から、交通の遮断又は近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむを得ない理由により、医師の診療を受けることができない場合、お薬手帳又は薬袋等で処方内容が確認できれば、処方箋がない場合でも医薬品の受け渡しが可能となる旨の通知が発出されました。(p 5 1⑤) ただし、麻薬及び向精神薬の取り扱いについては、医師への連絡等が必要となること等に留意してください。(p 5 9～6 0⑯～⑰)

上記(1)から(6)と県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの関係をまとめると、以下図2-2のとおりになります。



▲ 図2-2 被災地で活動する薬剤師の業務と災害薬事コーディネーターのイメージ

2 活動終了・引継ぎ

救援活動を後任者に引き継ぐときは、以下の点に留意しながら、それまでの救援活動の内容を後任者に分かるように記録に残すことが重要です。また、医療救護活動終了後の余剰医薬品等については、後任者に説明して引き継ぐか、又は、携行した者が責任をもって持ち帰ることとし、放置されることのないよう留意する必要があります。

- (1) 活動終了時の医薬品等の在庫を明確にし、医薬品等の種類・数量を記載したリストを作成する。
- (2) 救護活動を他の医療チームに引き継ぐ場合は、救護状況及び使用医薬品等の状況を正確に報告する。
- (3) 他の医療チームに残薬を譲渡する場合は、医薬品等リストを添えて譲渡する。
- (4) 救護活動を行う際に連携を取っていた現地指揮者及び支援元（例：県薬剤師会又は県病院薬剤師会等）への活動終了の連絡

3 災害救助法の適用対象業務

(1) 災害救助法の適用及び医療に関する救助

イ 災害時の被災者の救助は、災害対策基本法及び地方自治法等により、まず市町村が行うこととなっておりますが、大規模災害等の災害救助法の適用条件に該当する場合は、同法に基づく災害救助が実施されます。

ロ 災害救助の実施者は知事で、仙台市の区域内は仙台市長も実施者になります。また、災害の状況に応じ、知事が市町村長に実施の委任を行うことで、市町村長も実施者となります。

ハ 災害救助における「医療」は、「災害のため医療の途を失った者に対する救護班による応急的な医療の実施」となります。この医療の範囲は以下のとおりです。

- (イ) 診療
- (ロ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ハ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (ニ) 病院又は診療所への収容
- (ホ) 看護

ニ 予防及び防疫上の措置については、避難所生活が相当長期にわたっている場合で、予防的又は防疫上の措置が必要と認められる場合に、避難所に限り「医療」として認められます。

ホ 重篤な救急患者等について、救護班で可能な応急対応をした後、速やかに対応可能な病院又は診療所に輸送した場合には、応急対応は「医療」、また、輸送については「応急救助のための輸送」として整理されます。

なお、輸送後の医療については、命に関わるような急迫した場合を除き、対象になりません。

ヘ 薬剤師を含む救護班のスタッフの雇上費及び薬局で災害処方箋の調剤等を行った労務費については「賃金職員等雇上費」として、また、旅費については「救助事務費」として整理されます。

ト 「医療」の実施期間は災害発生の日から14日以内ですが、被災の規模及び応急復旧の状況により延長される場合があります。

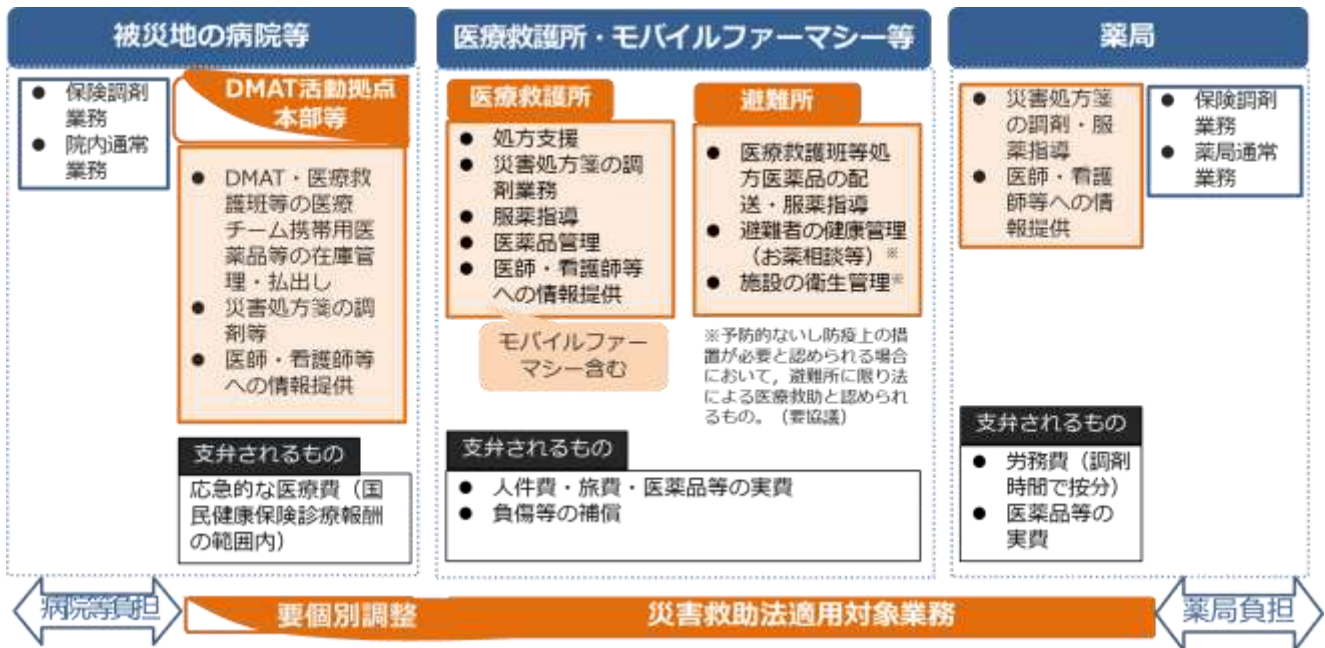
(2) 薬剤師が従事する災害救助の費用

イ (1)を満した上で、被害時に被災地で医療救護班等のスタッフとして従事する薬剤師の主な業務のうち、災害救助法による費用負担となる業務は、災害対応業務に該当する図2-3の網掛け部が対象となります。

ロ 保険診療等、他に調剤の手段がある場合は対象になりません。

ハ 対象は、「災害のため医療の途を失った者」に対してであり、被災者が金銭を保有しているか否かは問いません。

ニ 求償する際に必要な帳簿書式は、「災害救助法による救助の実施について（昭和40年5月11日社施第99号）」を参照してください。



▲図2-3 災害救助法適用対象となる薬剤師の主な業務範囲

第3章 情報収集と伝達

1 緊急時連絡先の整備

県は、協定を締結している各関係団体等（地区薬剤師会を含む）、（一社）宮城県薬剤師会にて独自に指定している災害拠点薬局及び非常災害用医薬品等を備蓄している医薬品卸売販売業者と、緊急時連絡先を共有します。

各連絡先共有者は、通信手段の多重化を考慮した緊急連絡体制を整備し、緊急時連絡先に変更があった場合は、速やかに更新し、薬務課に提出します。

薬務課は、連絡先の更新を確認した場合は、速やかに他の連絡先共有者に対し、連絡先内容の更新を周知します。

2 被災状況・業務継続状況等の収集・伝達

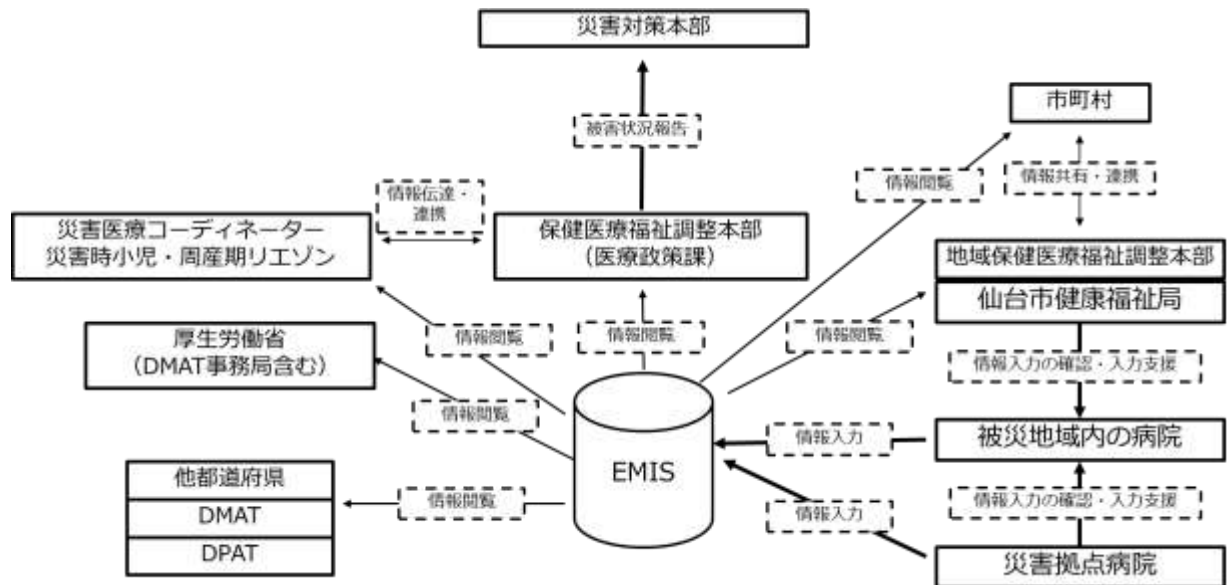
薬務課は、上記緊急時連絡先を活用するとともに、市町村及び関係機関と連携しながら、医療施設・薬局等の被災状況及び業務継続状況等について、一元的に情報の収集・伝達を行います。

(1) 医療機関（病院・診療所）（図3-1）

※本項目の内容は、大規模災害時医療救護マニュアル（令和4年4月改訂版）を加工した内容であり、詳細は、当該マニュアルを参照します。

イ 「宮城県救急医療情報システム」（以下「県システム」という。）参加医療機関は、災害発生直後に県システムの「簡易入力画面」から建物・インフラの状態等を入力し、状況把握後（発生数時間後を想定）に「詳細入力画面」から診療状態や応援の必要の有無等を入力します。

ロ 地域保健医療福祉調整本部及び仙台市健康福祉局は、県システムに未入力の医療機関及び県システムに未参加の医療機関の被災・業務継続状況等について、市町村からの報告や直接把握した情報に基づき、県システムに代行入力します。（県システムの情報が「広域災害救急医療情報システム」（EMIS）に自動的に反映されます。）



▲図3-1 被災地内医療施設の被災情報の収集・伝達フロー
(出典：大規模災害時医療救護活動マニュアル)

(2) 薬局（図3-2）

イ 薬局は、被災・業務継続状況を地区薬剤師会に薬局被災・業務継続状況報告様式（様式1-1）により報告します。

なお、地区薬剤師会非会員薬局については、地域保健医療福祉調整本部事務局（設置されていない場合は保健所・支所（本章についてのみ以下同様））が被災状況を調査します。

ロ 地区薬剤師会は、地区内の状況を取りまとめ、地域保健医療福祉調整本部事務局（仙台市内は薬務課）

及び（一社）宮城県薬剤師会あて薬局被災・業務継続状況報告集計表（地区薬剤師会等用）（様式1-2）により報告します。

ハ 地域保健医療福祉調整本部は、管内の状況を取りまとめ、薬務課に様式1-2により報告します。（現状、様式1-2は大規模災害応急対策マニュアルに記載されている宮城県保健福祉部総務課から各保健所・支所宛に情報収集の指示がある際に用いる報告様式に追記し、併せて報告を求めています。）

ニ 薬務課は、報告された情報を薬局被災・業務継続状況報告集計表（様式1-3）によりまとめます。報告内容は、人的被害の有無、建物・インフラの状態、開局状況及び応援薬剤師の必要の有無等とします。

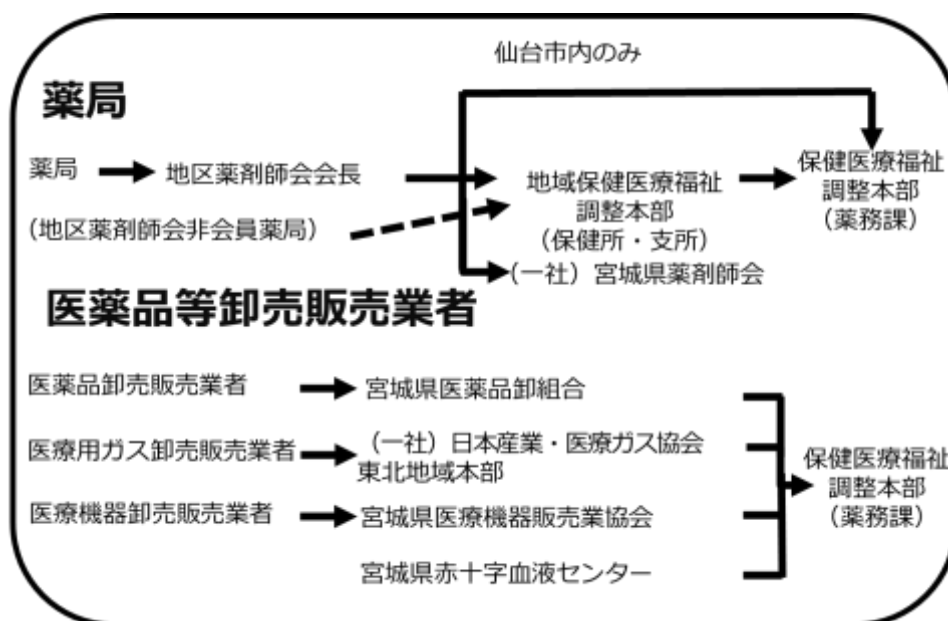
（3）医薬品等卸売販売業者（図3-2）

イ 医薬品等卸売販売業者は、被災・業務継続状況を宮城県医薬品卸組合、（一社）日本産業・医療ガス協会東北地域本部及び宮城県医療機器販売業協会に医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告様式（様式2-1）により報告します。

ロ 宮城県医薬品卸組合等は、県内の状況を取りまとめ、薬務課に医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（組合・協会用）（様式2-2）により報告します。また、宮城県赤十字血液センターも、被災・業務継続状況を薬務課に様式2-2により報告します。

ハ 薬務課は、報告された情報を、医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表（様式2-3）によりまとめます。

ニ 報告内容は、人的被害の有無、建物・インフラの状態、在庫医薬品等の被害状況、需給状況及び配送困難の有無等とします。



▲図3-2 薬局及び医薬品等卸売販売業者の情報収集フロー

3 ボランティア薬剤師

自らの判断により単独で被災地入りしているボランティア薬剤師について情報を得た場合は、（一社）宮城県薬剤師会又は（一社）宮城県病院薬剤師会に報告します。

（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会は、ボランティア薬剤師に関する情報を集約し、可能な限り当該薬剤師に、県の調整の下に活動する医療チームに帯同するよう要請します。

4 グループLINEの運用

薬務課、県災害薬事コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び災害薬事関係機能団体の構成員は、電話回線又は電子メールによらず連絡を取る手段として、グループLINEを運用します。

(1) グループLINEの作成

県は、薬務課、県災害薬事コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び災害薬事関係機能団体の構成員は、電話回線又は電子メールによらず連絡を取る手段として、グループLINEを作成します。

(2) グループLINEを利用する業務内容

グループLINEは電話又は電子メールによる通信が困難となった場合に以下の業務で利用します。

- イ 災害時に参集困難な場合の県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターの出務等に関する調整
- ロ 県内外で発生した災害関係情報の共有

(3) 遵守事項

以下内容を遵守することとします。

- イ 薬務課、県災害薬事コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター及び災害薬事関係機能団体の構成員以外の者をグループLINEに招待しないこととします。
- ロ 私的利用をはじめ、上記(2)以外の業務では利用しないこととします。
- ハ 災害対応において入手した患者情報・肖像写真等の個人情報を掲載しないこととします。
- ニ 端末の更新等でLINE-ID及び電話番号が変わった場合には、薬務課へ速やかに連絡することとします。
- ホ LINE上のテキスト・画像データ(画面のキャプチャ画像データでも良い)は、適宜端末に保存して、バックアップとします。

第4章 医薬品の供給

1 事前の備え

(1) 県と宮城県医薬品卸組合

県は、宮城県医薬品卸組合と「非常災害用医薬品確保に関する協定」を締結し、緊急に必要とする医薬品及び医療資機材については、医薬品卸売業者が流通備蓄として確保します。

(2) 県と関係団体

県は、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域支部及び宮城県医療機器販売業協会と、災害急性期以降も含めた医療救護活動に必要な医療ガス等を供給できるよう、あらかじめ協議し、体制を整備します。

(3) 保健所

災害時に地域保健医療福祉調整本部の事務局となる県の保健所は、管内市町村と医薬品等の供給体制及び供給の要請方法等について確認の上で共有します。

(4) 市町村

市町村は、医療救護所等で使用する医薬品等を確保できるよう、地区薬剤師会とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。

(5) 医療施設及び薬局

各施設においては、発災直後に医薬品等の流通が一時期停止する可能性を念頭に、発災後の概ね3日間に使用する量の医薬品等を確保するよう努めるとともに、災害発生時の調達方法について、取引先の卸会社等とあらかじめ必要な協定等を締結する等、緊急時の対策を講じることに努めます。

2 医薬品集積所の設置 (図4-1)

県は、薬務課の判断により、支援物資の医薬品等を集積するため、一次医薬品集積所を設けます。必要に応じて、薬務課の判断により、地域保健医療福祉調整本部ごとに二次医薬品集積所を設けます。

なお、医薬品の供給及びこれを目的とした集積を行う場合は、医薬品販売業の許可が必要であり、県は当該許可を有していませんが、災害発生時には、厚生労働省から特例的取扱いの通知等(p50⑥と同内容)が発出されることにより、当該許可がなくても地方公共団体、病院、診療所及び薬局間で医薬品等の融通を行うことが可能となります。そのため、災害時には、速やかに通知等の発出を確認し、発出されていない場合は、薬務課が厚生労働省に発出の見込みを確認することとします。

集積される物資には、医療用医薬品のほか、一般用医薬品、医薬部外品及び医療用衛生材料などが考えられ、供給元も民間等からの支援物資のほか、状況によっては、国供給品、災害救助のための物資及び流通調達したものを保管することも想定されるので、それぞれ適切に区分して管理します。

(1) 一次医薬品集積所

イ 県災害薬事コーディネーターは、薬務課による指示のもと、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会等の協力を得て、一次医薬品集積所の管理・運営を統括します。

ロ 一次医薬品集積所に派遣された薬剤師は、県災害薬事コーディネーターによる指示のもと、薬務課からの要請に基づき、国等から供給された医薬品等を仕分け・管理し、要請のあった二次医薬品集積所及び医療救護施設等に供給します。

ハ 県災害薬事コーディネーターは、医薬品等の品目・量が不足し、二次医薬品集積所等からの供給要請に応諾することが困難な場合は、薬務課に確保を要請するなど、一次医薬品集積所に適切な品目・

量の医薬品等を保管できるよう努めます。

ニ 県災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所に入庫した医薬品等及び二次医薬品集積所等に供給した医薬品等の品目・量等を、薬務課に定期的に報告します。

(2) 二次医薬品集積所

イ 地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部による指示のもと、地区薬剤師会等の協力を得て、二次医薬品集積所の管理・運営を統括します。

ロ 二次医薬品集積所に派遣された薬剤師は、地域災害薬事コーディネーターによる指示のもと、一次医薬品集積所から供給された医薬品等を仕分け・管理し、要請のあった医療救護施設等に供給します。

ハ 地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部が収集した情報をもとに、所管区域内で不足する医薬品等のリスト（品目・数量等）を作成し、一次医薬品集積所に供給を要請します。

ニ 地域災害薬事コーディネーターは、一次医薬品集積所から供給された医薬品等及び医療救護施設等に供給した医薬品等の品目・量等を、地域保健医療福祉調整本部に定期的に報告します。

(3) 支援物資の医薬品等の受け入れ

イ 薬務課は、支援物資の医薬品等の提供の申し出があった場合は、その必要性について判断し、必要と判断される場合は受け入れを行います。

ロ 薬務課は、必要性の判断に当たっては、地域保健医療福祉調整本部を通じて、市町村のニーズを確認します。

ハ 薬務課は、市町村において緊急に必要なではないが、在庫等とするために必要なニーズをあらかじめ情報収集し、一覧にまとめておくことで、迅速なマッチングを行います。

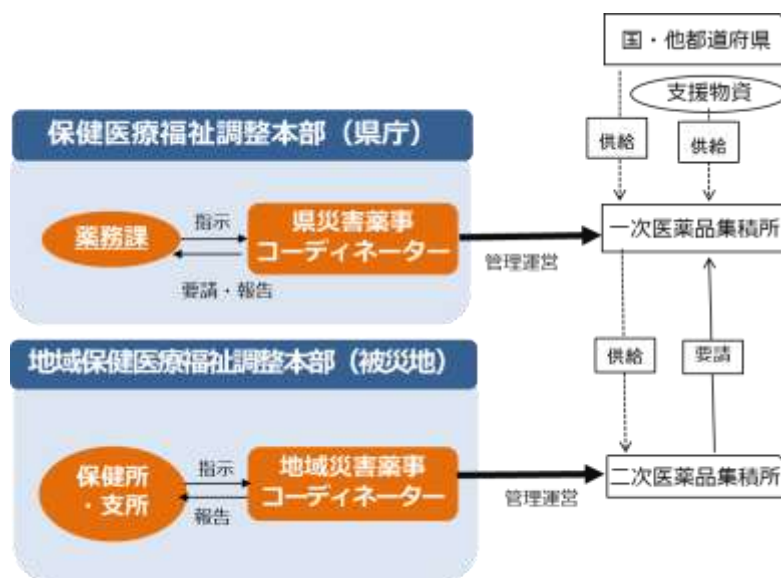
ニ 薬務課が災害の規模・態様により、支援物資の医薬品等の受け入れの必要がないと判断するときは、支援物資を受け入れないこととします。

ホ 一次医薬品集積所又は二次医薬品集積所の在庫管理従事者は、在庫の情報を、医薬品集積所の管理・運営を統括する県薬事コーディネーター又は地域災害薬事コーディネーターに報告します。

(4) 医薬品集積所の閉鎖

イ 薬務課は、医薬品等の在庫状況及び市町村からの供給要請等の状況を踏まえた上で、県災害薬事コーディネーター等と協議し、医薬品集積所を閉鎖します。

ロ 医薬品集積所に残存している医薬品等は、薬務課が返品又は廃棄等の処理を行います。



▲図4-1 医薬品集積所の概要

3 医薬品等の供給

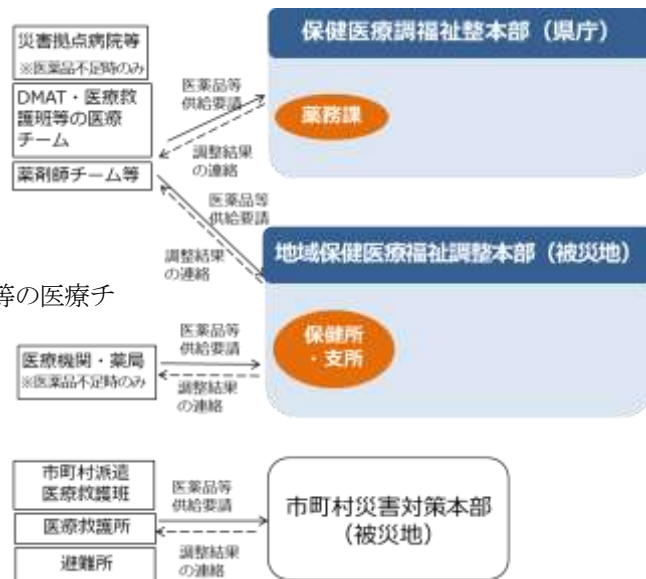
原則、平時の供給体制が機能している場合は、医薬品等供給の要請者は、直接医薬品等卸売販売業者に発注することを前提に、以下のとおり対応します。

(1) 医療救護施設等 (図4-2)

イ 市町村派遣医療救護班、医療救護所及び避難所は市町村災害対策本部に、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局については地域保健医療福祉調整本部に、医薬品等供給要請書(様式3)により供給を要請します。

ロ 災害急性期等においては、DMAT・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等、災害拠点病院等については薬務課に供給を要請する等、円滑に医薬品等を供給できるよう流動的に取り扱います。

ハ 要請元は、要請先から応諾の連絡があれば、指定された場所で医薬品等を受領します。医薬品等の輸送手段の確保が困難な場合は、要請元が輸送手段・場所・時間等について要請先と調整します。



▲図4-2 医療救護施設等による医薬品等の供給要請フロー

(2) 市町村災害対策本部 (図4-3)

イ 市町村災害対策本部は、市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所から医薬品等の供給要請を受けた場合において、市町村圏域の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。

ロ 市町村災害対策本部は、市町村圏域の卸機能が停止している場合で、地区薬剤師会と医薬品等の供給に関する協定を締結している場合は、当該協定に基づき、地区薬剤師会会員薬局に供給を要請します。

ハ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で供給が困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部に様式3により支援を要請します。

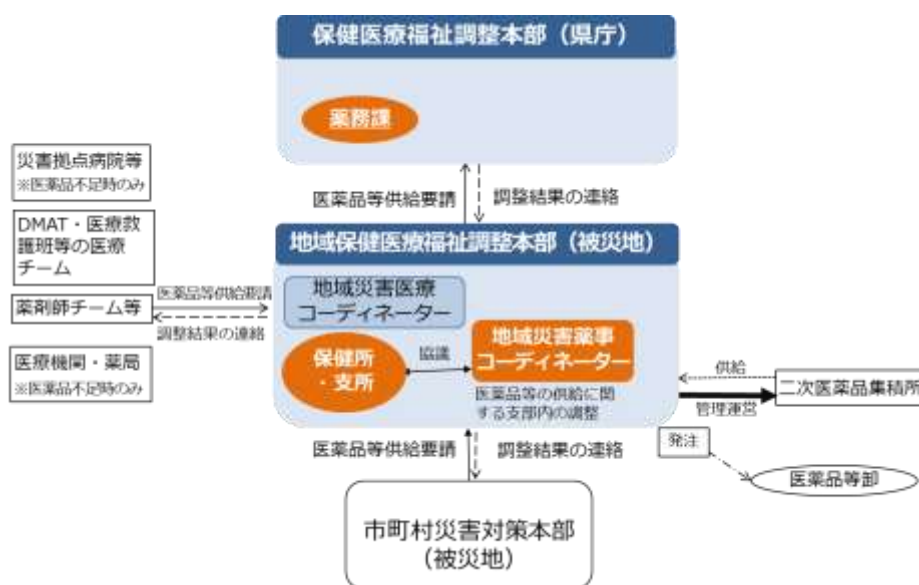
ニ 市町村災害対策本部は、要請先から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、市町村災害対策本部が輸送手段・場所・時間等について、要請元及び地域保健医療福祉調整本部と調整します。



▲図4-3 市町村災害対策本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(3) 地域保健医療福祉調整本部 (図4-4)

- イ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域の市町村派遣医療救護班、市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から医薬品等の供給要請を受けた場合において、管内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。
- ロ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域内の卸機能が停止している場合は、二次医薬品集積所の支援医薬品等を供給します。
- ハ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域管内で供給が困難な場合は、薬務課に様式3により支援を要請します。
- ニ 地域保健医療福祉調整本部は、薬務課から応諾の連絡があれば、応諾内容を要請元に様式3により連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について、要請元及び薬務課と調整します。また、緊急輸送の必要があるにも関わらず輸送が困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部が薬務課にヘリコプター等による輸送を要請します。



▲図4-4 地域保健医療福祉調整本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(4) 保健医療福祉調整本部 (図4-5)

- イ 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部又は災害急性期等においてDMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは災害拠点病院等から医薬品等の供給要請を受けた場合において、県内の卸機能が復活しているときは、直接医薬品等卸売販売業者に発注します。ただし、県内の被災状況等に関する情報から、明らかに被災地からの情報が入ってこない時期と判断される場合は、医薬品等の供給要請がなくても、薬務課、地域保健医療福祉調整本部及び宮城県医薬品卸組合の調整のもと、非常災害用医薬品流通備蓄状況一覧 (p 101 第11章資料集参照) から医薬品卸売販売業者が在庫状況に応じて、被災地に設置された医療救護所等へ供給できるものとしします。(プッシュ型供給)
- ロ 薬務課は、県内の卸機能が停止している場合は、原則として(イ)～(ハ)の順に供給を調整又は要請します。
 - (イ) 一次医薬品集積所の支援医薬品等の供給
 - (ロ) 宮城県医薬品卸組合、宮城県医療機器販売業協会、(一社)日本産業・医療ガス協会東北地域本部又は宮城県赤十字血液センターに医薬品等の供給を要請
 - (ハ) 国又は他の都道府県に医薬品等の供給を要請
- ハ 前項(ロ)及び(ハ)において、医薬品等の供給について応諾を得ることができた場合、薬務課は、

要請元に様式3により応諾内容を連絡します。要請元が指定場所で医薬品等を受領することが困難な場合は、保健医療福祉調整本部が医薬品等の輸送手段・場所・時間等について要請元と調整します。

二 ヘリコプター等による医薬品等輸送が必要な場合（地域保健医療福祉調整本部から要請があった場合を含む）、薬務課は、その確保を県災害対策本部に要請します。



▲図4-5 保健医療福祉調整本部を中心とした医薬品等の供給フロー

(5) 医薬品等の配送体制

イ 災害発生時には、医薬品等を運搬する車両が緊急交通路の通行が可能となるように、当該車両の使用者は、緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領に基づき、警察本部、警察署又は広域交通検問所から事前に緊急通行車両確認証明書及び災害対策基本法施行規則別記様式第3の標章（確認標章）の交付を受けることとします。

ロ 災害急性期の燃料、人手不足及び交通遮断等により、医薬品等の配送手段の確保が困難である場合は、薬務課が県災害対策本部事務局へり運用調整グループと調整の上、ヘリコプターを活用する等のほか、薬務課は、（公社）宮城県トラック協会等に配送を依頼します。（県並びに（公社）宮城県トラック協会及び赤帽宮城県軽自動車運送協同組合は、それぞれ緊急物資の輸送に関する協定を締結しています。）

ハ 県は、一次医薬品集積所及び二次医薬品集積所の医薬品等の配送方法について、関係者と協議しておきます。

(6) 薬局等

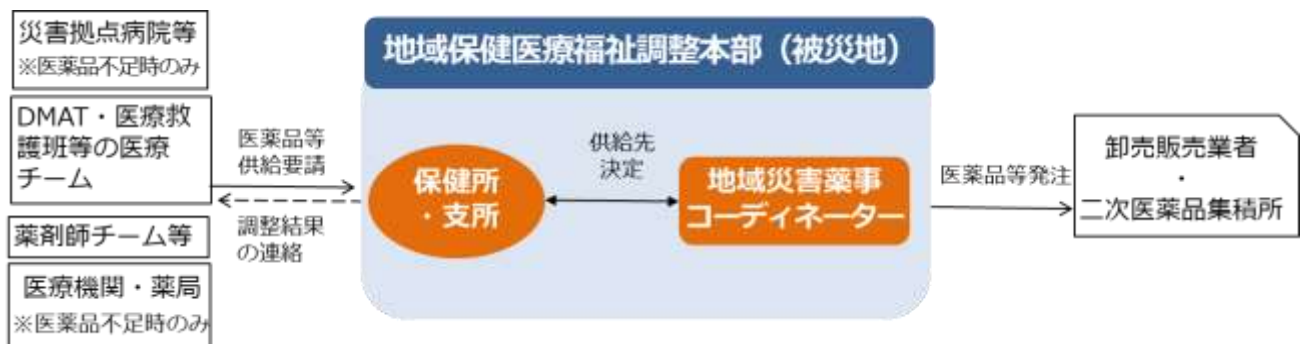
医療救護班等の医師が発行した災害処方箋により、薬局等が被災者に対して調剤された医薬品を供給します。（p 32第7章参照）

4 医薬品等の供給決定（図4-6及び4-7）

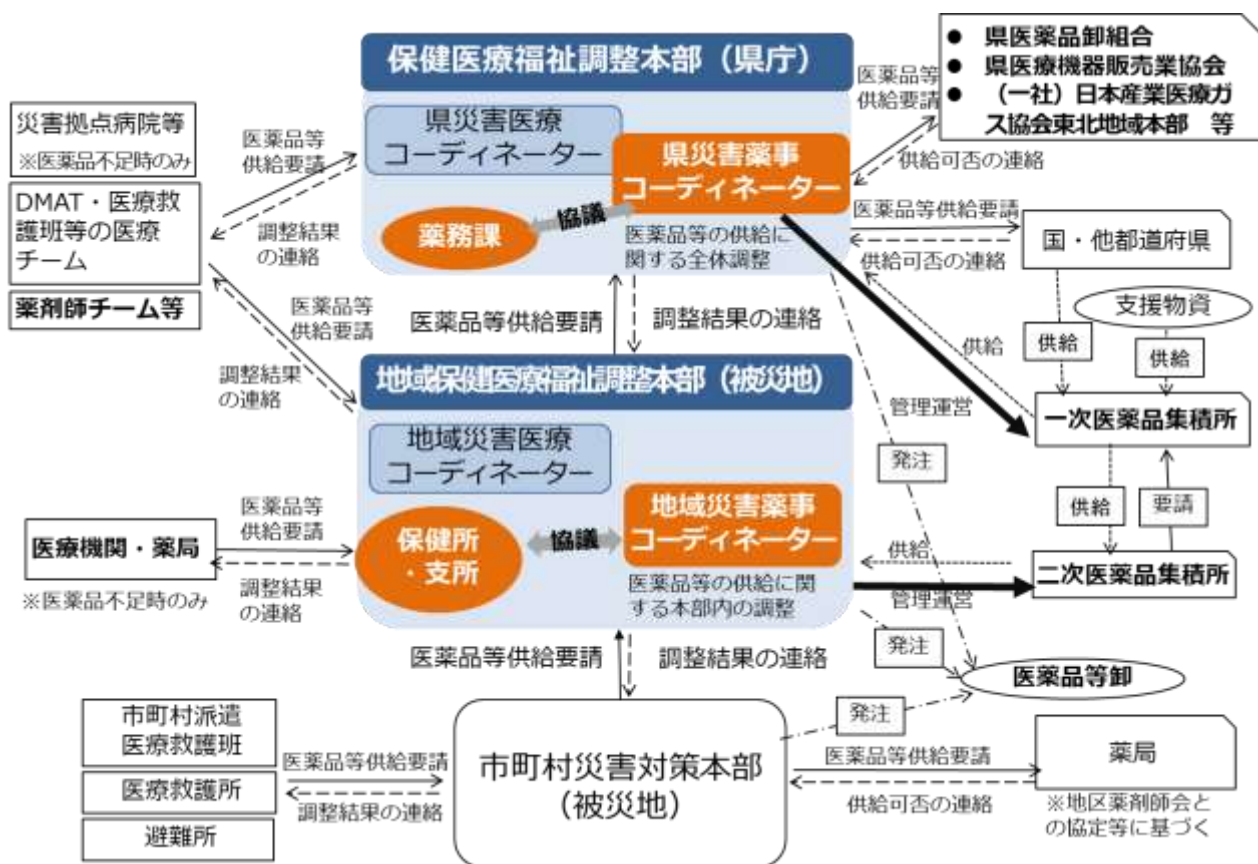
- (1) 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部等からの供給要請に係る情報とともに、各協定を締結している関係団体等からの供給応諾等に係る情報を集約し、県災害薬事コーディネーターと協議し、地区単位の供給先の割り振り（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は詳細な供給先の割り振り）を行います。
- (2) 薬務課は、調整結果を、地域保健医療福祉調整本部に連絡します。（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）
- (3) 地域保健医療福祉調整本部は、地域災害薬事コーディネーターと協議し、薬務課から割り振られた医薬品等の詳細な供給先を決定し、薬務課に報告します。
- (4) 所管区域内で供給調整が可能な場合は、地域保健医療福祉調整本部は、(3)と同様に供給先を決定します。



▲図4-6 医薬品用の供給決定プロセス（所管区域内で調整が不可能な場合）



▲図4-7 医薬品用の供給決定プロセス（所管区域内で調整が可能な場合）



▲図4-8 医薬品等の供給フロー全体図

第5章 薬剤師の派遣

1 事前の備え

(1) 県と関係団体

県は、医療救護班（医療救護所）、避難所、医薬品集積所、医療機関及び薬局等に薬剤師を迅速に派遣することができるよう、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

(2) 保健所

災害時に地域保健医療福祉調整本部の事務局となる県の保健所は、管内市町村と薬剤師の派遣体制及び派遣の要請方法等について確認の上で共有します。

(3) 市町村

市町村は、医療救護班等で医薬品等の管理、調剤を行う薬剤師の派遣について、地区薬剤師会とあらかじめ必要な協定等を締結するなど、緊急時の対策を講じることに努めます。

(4) 地区薬剤師会

地区薬剤師会は、災害発生時に薬剤師派遣に関する被災地における窓口として、円滑に派遣を調整できるよう、（一社）宮城県薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

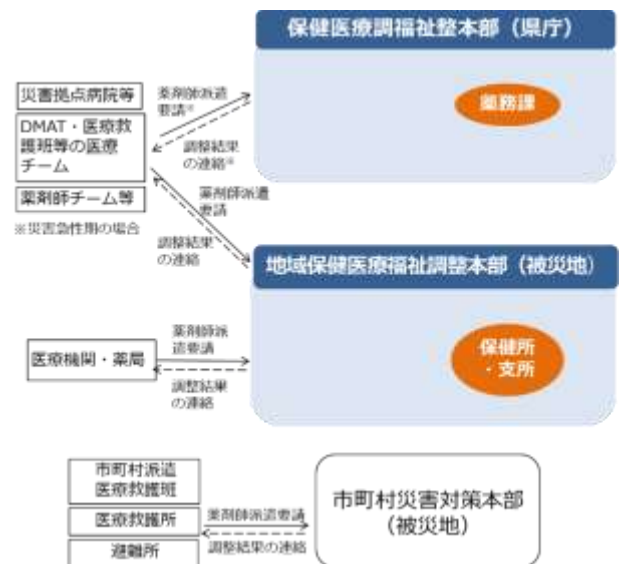
(5) （一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会

（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会は、災害発生時に薬剤師を円滑に派遣できるよう、（公社）日本薬剤師会及び（一社）日本病院薬剤師会とあらかじめ協議し、体制を整備します。

2 薬剤師の派遣

災害発生時に薬剤師の派遣が必要となった場合の要請及び派遣のための調整等については、以下（1）～（4）のとおり行います。

なお、薬局の管理薬剤師（薬局を実地に管理する薬局開設者を含む）は、薬局以外の場所での兼務の制限がありますが、災害発生時には、厚生労働省から特例的取扱いの通知等（p 5 2 ⑨と同内容）が発出されることにより、管理者変更や兼務許可の手続きを行わなくても被災地で業務を行うことが可能となります。よって、災害時には、速やかに通知等の発出を確認し、発出されていない場合は、薬務課が厚生労働省に発出の見込みを確認することとします。



▲図5-1 薬剤師の派遣要請フロー

(1) 医療救護班に帯同する薬剤師等（図5-1）

イ 市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、市町村災害対策本部に対して、また、DMAT・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等、医療機関及び薬局において薬剤師が不足した場合には、地

地域保健医療福祉調整本部に対して、できる限り以下の事項を示した上で、薬剤師派遣要請書（様式4）により派遣を要請します。

- (イ) 派遣先
- (ロ) 派遣期間
- (ハ) 派遣人数
- (ニ) 集合場所・日時
- (ホ) 従事内容

ロ 災害急性期等においては DMA T・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等、また、災害拠点病院等については 薬務課に派遣を要請する等、円滑に薬剤師を派遣できるよう流動的に取り扱います。

(2) 市町村災害対策本部（図5-2）

イ 市町村災害対策本部は、市町村派遣医療救護班又は各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所から薬剤師の派遣要請を受けたとき、地区薬剤師会と薬剤師の派遣に関する協定を締結している場合は、協定に基づき地区薬剤師会に派遣を要請します。

ロ 市町村災害対策本部は、市町村圏域で薬剤師の派遣が困難な場合は、地域保健医療福祉調整本部に様式4により支援を要請します。

ハ 市町村災害対策本部は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。



▲図5-2 市町村災害対策本部を中心とした薬剤師の派遣フロー

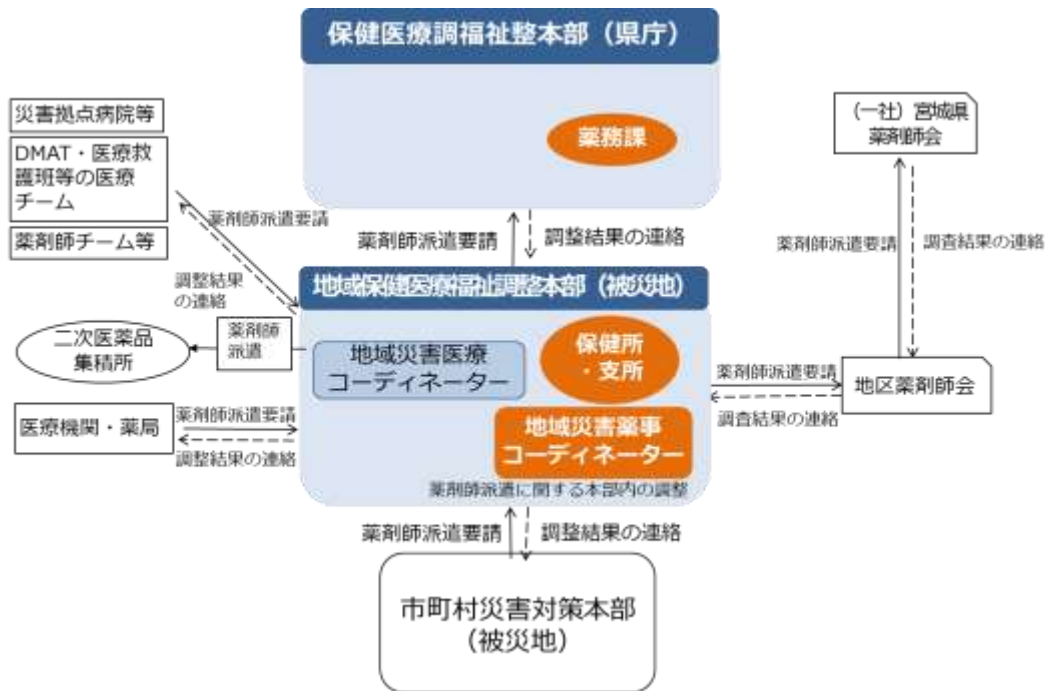
(3) 地域保健医療福祉調整本部（図5-3）

イ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域の市町村派遣医療救護班、各市町村が開設する医療救護所若しくは避難所からの要請を取りまとめている市町村災害対策本部又はDMA T・医療救護班等の医療チーム、薬剤師チーム等若しくは医療機関及び薬局から薬剤師の派遣要請を受けたときは、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。

ロ 地域保健医療福祉調整本部は、二次医薬品集積所において、医薬品等の管理、調剤及び服薬指導等を行う薬剤師が不足した場合は、地区薬剤師会を通じて（一社）宮城県薬剤師会に管内の薬剤師の派遣を要請します。

ハ 地域保健医療福祉調整本部は、所管区域管内で対応できない場合は、薬務課に様式4により派遣を要請します。

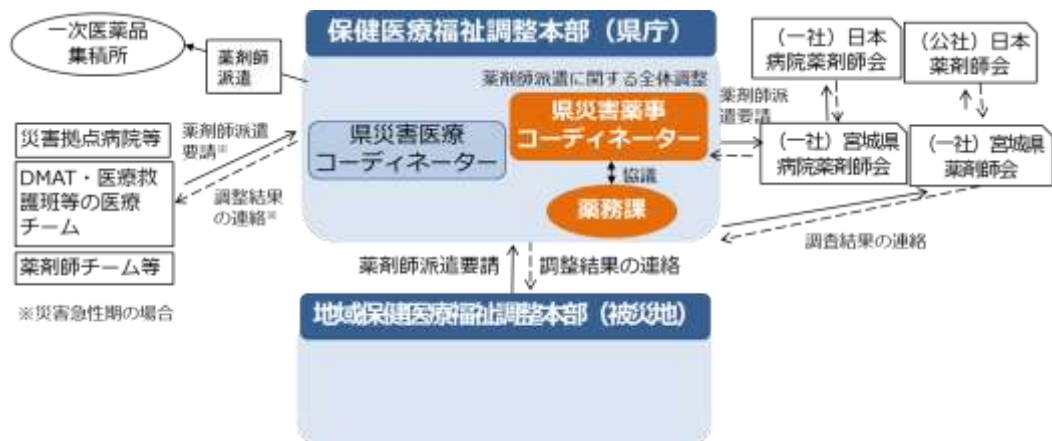
ニ 地域保健医療福祉調整本部は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。



▲図5-3 地域保健医療福祉調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー

(4) 保健医療福祉調整本部 (図5-4)

- イ 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部又は災害急性期等においては災害拠点病院等、DMAT・医療救護班等の医療チーム及び薬剤師チーム等から薬剤師の派遣要請を受けたときは、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に県内の薬剤師の派遣を要請します。
- ロ 薬務課は、一次医薬品集積所で医薬品等の管理等を行う薬剤師が不足した場合は、(一社)宮城県薬剤師会及び(一社)宮城県病院薬剤師会に県内の薬剤師の派遣を要請します。
- ハ 県内の薬剤師だけで調整できない旨の要請があった場合は、(一社)宮城県薬剤師会を通じて(公社)日本薬剤師会に、(一社)宮城県病院薬剤師会を通じて(一社)日本病院薬剤師会に派遣を要請します。
- ニ 薬務課は、派遣調整の結果を要請元に様式4により連絡します。



▲図5-4 保健医療調整本部を中心とした薬剤師の派遣フロー

3 薬剤師の派遣調整等（図5-5及び5-6）

（1）派遣先の決定

- イ 薬務課は、地域保健医療福祉調整本部等からの派遣要請に係る情報とともに、（一社）宮城県薬剤師会及び（一社）宮城県病院薬剤師会からの派遣調整の情報を集約し、医療救護班調整担当及び県災害薬事コーディネーターと協議し、地区単位の派遣調整（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は詳細な派遣先の割り振り調整）を行います。
- ロ 薬務課は、調整結果を、地域保健医療福祉調整本部を通じて、地域保健医療福祉連絡会議に連絡します。（地域保健医療福祉調整本部以外からの要請の場合は、要請元に連絡します。）
- ハ 地域保健医療福祉連絡会議は、以下の団体・機関の参画を受け、所管区域内の医療救護活動の実施状況を踏まえながら、薬務課から割り振られた薬剤師の詳細な派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部及び薬務課（薬務課を通じて県災害薬事コーディネーターにも報告）に調整内容を報告します。
なお、連絡会議は、所管区域内派遣先の調整方法について、平時から協議しておきます。

【参画を求める機関・団体】

地域災害医療コーディネーター、地域災害薬事コーディネーター、管内市町村、郡市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、看護協会支部、管内災害拠点病院 等

- ニ 所管区域内の薬剤師により派遣調整が可能な場合は、地域保健医療福祉調整本部は地区薬剤師会から受けた調整結果の情報を地域保健医療福祉連絡会議に連絡し、ハと同様に派遣先を調整し、地域災害薬事コーディネーターは、地域保健医療福祉調整本部に調整内容を報告します。

（2）派遣調整結果の連絡

イ 派遣先

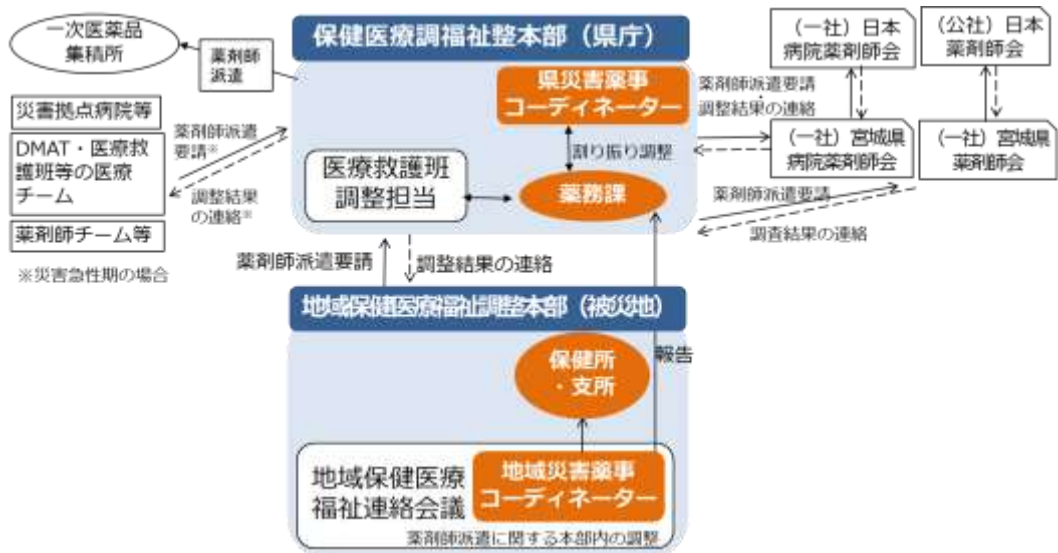
薬務課は、派遣元に対し、派遣される薬剤師が（1）ハで調整した結果を連絡します。（管内で派遣調整が可能な場合は、地域保健医療福祉調整本部が連絡します。）

ロ 派遣期間

原則として、被災直後は3日程度を、また、その後は1週間前後を想定した派遣体制とします。避難生活の長期化により、長期間の活動が必要な場合には、複数チームの引き継ぎにより途切れなく医療が提供できる体制を作るよう努めます。

（3）医療救護活動の実施状況の報告と派遣調整等への反映

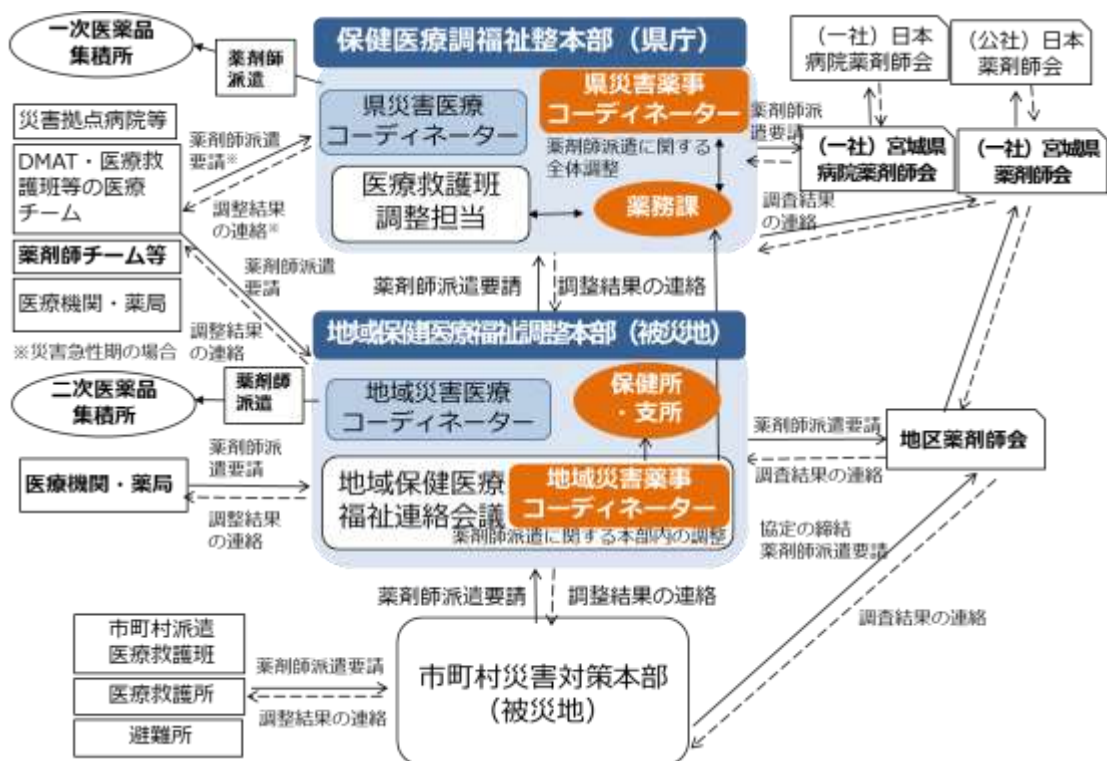
- イ 医療救護班又は派遣された薬剤師は、医療救護活動の実施状況（患者の疾患の傾向及び医療ニーズの増減等）及び派遣先における保健衛生に関する情報を、市町村災害対策本部又は地域保健医療福祉調整本部に報告します。さらに、市町村災害対策本部は地域保健医療福祉調整本部事務局に、また、地域保健医療福祉調整本部は薬務課にその情報を報告します。
- ロ 保健医療福祉調整本部及び地域保健医療調整本部は、報告内容が以降の医療救護活動における派遣調整並びに保健所及び市町村が実施する保健衛生活動等に反映させます。



▲図5-5 薬剤師の派遣調整プロセス（管内で調整が不可能な場合）



▲図5-6 薬剤師の派遣調整プロセス（所管区域内で調整が可能な場合）



▲図5-7 薬剤師の派遣フロー全体図

第6章 モバイルファーマシーの配置

1 モバイルファーマシーの配置検討

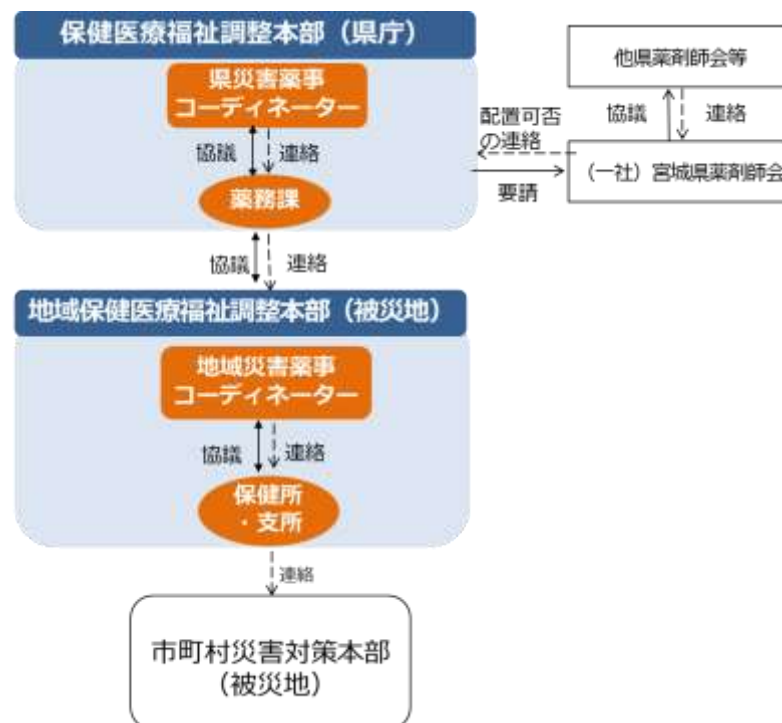
薬務課は、市町村が設置する医療救護所の他、被災者に対する調剤が円滑に行われるよう、県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療福祉調整本部事務局（地域保健医療福祉調整本部を通じて地域災害コーディネーターとも協議）と協議しモバイルファーマシーの配置を検討します。

2 モバイルファーマシーの配置要請

- (1) 1による検討の結果、モバイルファーマシーの配置が必要と判断された場合、薬務課は、（一社）宮城県薬剤師会に要請します。
- (2) （一社）宮城県薬剤師会は、モバイルファーマシーが不足する場合は、モバイルファーマシーを保有する他県薬剤師会等に配置を要請します。

3 モバイルファーマシーの配置応諾

- (1) モバイルファーマシーの配置が（一社）宮城県薬剤師会により応諾された場合は、薬務課は、県災害薬事コーディネーター及び地域保健医療福祉調整本部（地域保健医療福祉調整本部を通じて地域災害コーディネーターにも連絡）に連絡するとともに、市町村災害対策本部に連絡します。
- (2) 県災害薬事コーディネーター及び地域災害薬事コーディネーターは、モバイルファーマシーの受け入れに際し、薬務課及び地域保健医療福祉調整本部と必要な調整を行います。



▲図6 モバイルファーマシーの配置フローについて

第7章 災害処方箋・災害薬袋・お薬手帳の活用

医療救護所又は避難所でDMAT及び医療救護班等が治療を行う場合は、医薬品の処方内容を災害時医療カルテに記録し、医療救護班が所持する薬剤の不足等により薬剤を直接交付しない場合は、災害処方箋（p 4 2 参考様式1）を発行^{*}します。

災害処方箋を応需した医療救護所内の調剤所等は、災害用緊急薬袋（p 4 3 参考様式2）に必要事項を記載し、薬剤を交付するほか、患者がお薬手帳を持参した場合は、お薬手帳に処方内容を記載して渡します。

お薬手帳は、平時から処方された医薬品名や数量等の情報を記載し、患者自らが所持するもので、避難時に所持し、記録を続けることで、災害時には服薬内容やアレルギーの有無、副作用歴等が分かることから、迅速で的確な治療や処方に繋がります。

なお、医療機関への受診が交通遮断等で困難な場合又は医療機関の被災により閉鎖されている場合等客観的にやむを得ない理由で医師の診療を受けることができないと認められる場合において、慢性疾患に係る処方内容であることが、薬歴、お薬手帳及び薬袋等から明らかに分かる場合は、事後に処方箋が提出されることを前提として保険調剤できることについて、国による通知発出後、薬務課及び関係機関は積極的に広報するよう努めます。

（p 4 8②）

※災害処方箋は、災害救助法の適用を受けた地域でのみ（医療機関の喪失又は機能停止若しくは当該医療機関の診療可能患者数をはるかに超える患者が発生し、現に医療を受けられない者がいるときのみ）発行が可能となるので、留意が必要です。薬務課は、災害救助法の適用状況等について、適宜情報発信していきます。

第8章 様式

薬局被災・業務継続状況報告様式【薬局 → 地区薬剤師会】

発信元	薬局名	所在地
	電話番号	F A X 番号
	E - m a i l	担当
日時	年 月 日	時 分



送信先	〇〇地区薬剤師会	E - m a i l
	F A X 番号	

1 薬局被災・業務継続状況（該当項目を○で囲ってください。）

建物被害	有	無				
浸水被害	有	無				
建物倒壊又は倒壊のおそれ	有	無				
従業員被害	有	無				
ライフラインの被災状況	停電	断水	電話不通	インターネット接続不可		
開局	不可	可				
復旧を要する調剤関連機器 ※店舗に存在しない機器には「×」	電子天秤	保冷库	散剤分包機	軟膏練機	水剤分注機	自動錠剤分包機
処方箋受入可能枚数	約	枚/日				
現在の処方箋受入枚数	約	枚/日				
応援薬剤師	要 (人)	不要				
被害額	有 (千円)	無	不明			

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば記入してください。）

～上記報告内容に変更が生じた場合は速やかに地区薬剤師会まで報告してください～

薬局被災・業務継続状況報告集計表【地区薬剤師会 → 県薬・地域保健医療福祉調整本部（保健所・支所） → 保健医療福祉調整本部（業務課）】

発信元：
調査担当者氏名
連絡先
報告日時 年 月 日 時 分

送信先：
FAX番号
E-mail



名称	所在市町村名	建物被害	浸水被害	建物倒壊・おそれ	従業員被害	停電	断水	電話不通	インターネット 接続不可	開局	復旧を要する調剤関連機器 無し・一部・全て (具体名※)	処方箋受入可能枚数に 対する現在の受入枚数の 超・未超	応援薬剤師 要()人	被害額 有()千円)
〇〇薬局	〇〇市	有	有	無	無	有	無	有	無	可	全て(電, 保, 散)	超		

※電→電子文料, 保→保冷庫, 保→保冷庫, 散→散剤分包機, 散→散剤分包機, 水→水刃分注機

薬局被災・業務継続状況報告集計表【保健医療福祉調整本部（薬務課）集計用】

調査者 保健医療調整本部（薬務課）
 調査担当者氏名
 連絡先
 報告日時 年 月 日 時 分

単位：件

地区等	薬局数	報告数	未報告数	建物被害		浸水被害		建物倒壊・おそれ		従業員被害		停電	断水	電話不通	インターネット 接続不可	開局		復旧を要する調剤関連機器		処方箋受入枚数限界※2		心療薬剤師			
				あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし					可	不可	無し	一部	全て	超	未超	要（人数計）	不要	
仙南																									
仙台																									
岩沼																									
塩釜																									
黒川※1																									
大崎																									
栗原																									
登米																									
石巻																									
気仙沼																									
計																									

※1 地域保健医療福祉調整本部が設置されている場合、黒川地区は塩釜地区（仙台支部）へ併せて計上

※2 処方箋受入可能枚数に対する現在の受入枚数の超・未超

医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告様式【卸業者 → 組合等】

発信元	事業所名	所在地
	電話番号	F A X 番号
	E - m a i l	担当
日時	年 月 日	時 分



送信先	〇〇組合	
	F A X 番号	E - m a i l

1 医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況（該当項目を○で囲ってください。）

建物被害	有	無		
浸水被害	有	無		
建物倒壊、または倒壊のおそれ	有	無		
従業員被害	有	無		
医薬品等被害	有	無		
ライフラインの被災状況	停電	断水	電話不通	インターネット接続不可
業務継続	不可	可		
供給不足	有	無		
配達困難	有	無		

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば記入してください。）

--

医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表【組合・協会・血液センター → 保健医療福祉調整本部（薬務課）】

発信元：
 調査担当者氏名
 連絡先
 報告日時 年 月 日 時 分



送信先：保健医療福祉調整本部（薬務課）
 FAX番号
 E-mail

名称	建物被害	浸水被害	建物倒壊・おそれ	従業員被害	医薬品等被害	停電	断水	電話不通	インターネット接続不可	業務継続	供給不足	配達困難
〇〇株式会社〇〇支店	有	有	無	無	有	有	無	有	無	可	有	有

医薬品等卸売販売業者被災・業務継続状況報告集計表【保健医療福祉調整本部（薬務課）集計用】

調査者 保健医療福祉調整本部（薬務課）	
調査担当者氏名	
連絡先	
報告日時	年 月 日 時 分

単位：件

地区等	卸数	報告数	未報告数	建物被害		浸水被害		建物倒壊・おそれ		従業員被害		医薬品等被害		停電	断水	電話不通	インターネット接続不可	業務継続		供給不足		配送困難		
				あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし	あり	なし					あり	なし	あり	なし	あり	なし	
仙南																								
仙台																								
岩沼																								
塩釜																								
黒川																								
大崎																								
栗原																								
登米																								
石巻																								
気仙沼																								
計																								

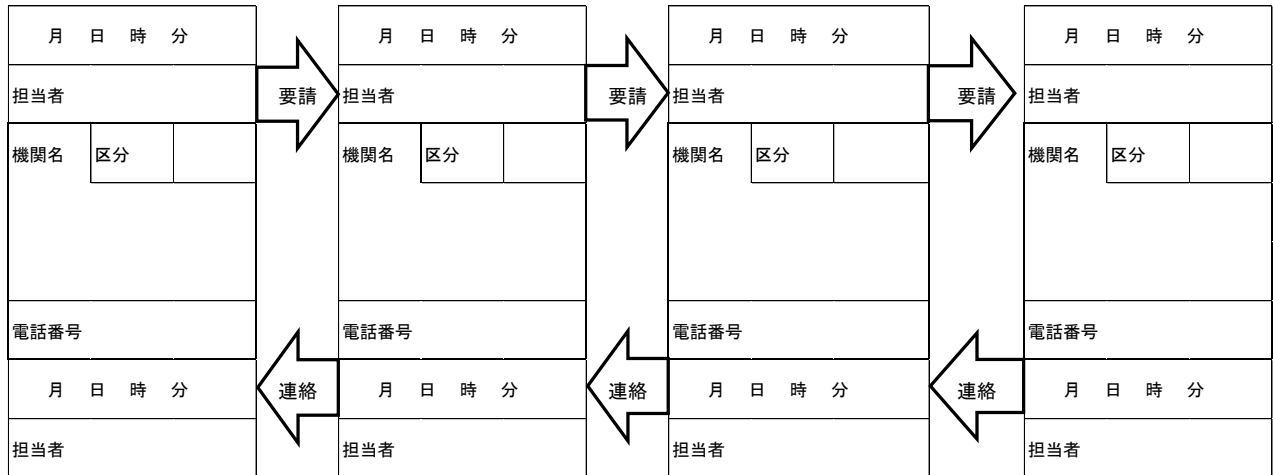
地域保健医療福祉調整本部が設置されている場合、黒川地区は塩釜地区（仙台支部）へ併せて計上

様式3

医薬品等供給要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

①医療救護所・避難所 ②災害拠点病院 ③医療機関・薬局 ④市町村本部 ⑤地域保健医療福祉調整本部 ⑥保健医療福祉調整本部 ⑦その他



受渡し場所

備考

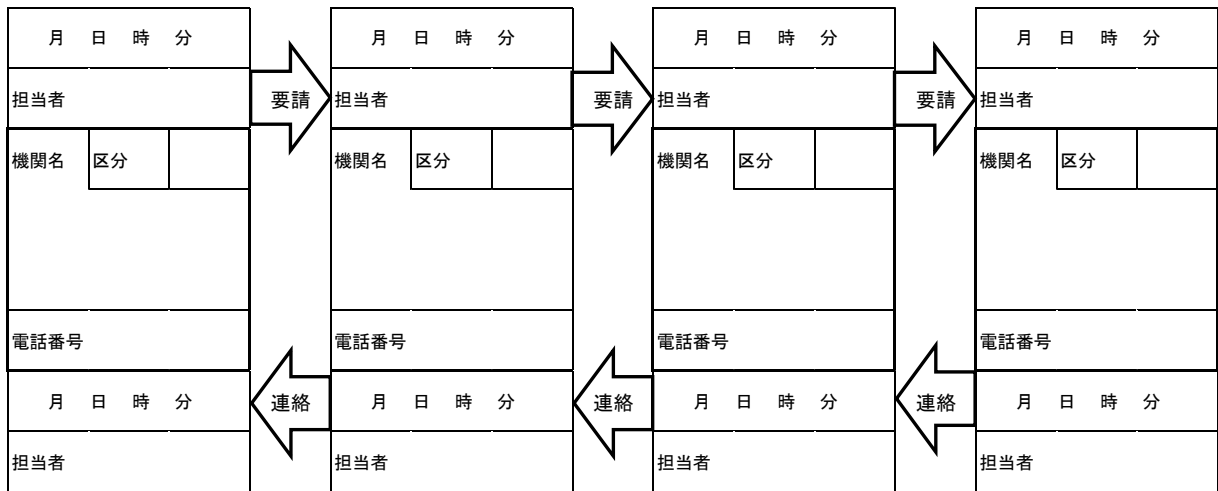
(要請) 要請医薬品等					(応諾) 供給医薬品等			
薬効等分類	製品名	一般名	規格	数量	④市町村	⑤地域保健 医療福祉調 整本部	⑥保健医療 福祉調整本 部	備考

様式4

薬剤師派遣要請書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

①医療救護所・避難所 ②災害拠点病院 ③医療機関・薬局 ④市町村本部 ⑤地域保健医療福祉調整本部 ⑥保健医療福祉調整本部 ⑦その他



必要人数	活動場所	活動内容
------	------	------

参集場所・希望日時	希望派遣期間	備考
-----------	--------	----

薬剤師派遣調整結果連絡書

派遣人員氏名(連絡先電話番号)			
派遣期間	移動手段	薬剤師所属機関	派遣場所
月 日 ~ 月 日			

災害処方箋

患者	氏名		男・女	医療救護所の名称・所在地
	明・大・昭・平・令 年 月 日生			所属する医療機関・チーム等の名称
	交付年月日	年 月 日		処方医師氏名 ㊟
処方箋の使用期間	交付の日を含めて4日以内			連絡先
処方				
備考	投与日数 1日 ・ 2日 ・ 3日 ・ 4日 (○を付ける)			
調剤済年月日	年 月 日	調剤した薬剤師氏名	㊟	
調剤した薬剤師の所属する組織の名称または連絡先				
調剤した医療救護所等の名称及び所在地				

患者情報 氏名
 自宅住所
 連絡先
 避難場所

医療救護所等	名称
	所在地

【災害用 緊急薬袋】

処方履歴が記入されています、
繰返しご使用願います。

おくすり袋

お名前

様

内用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用法			医師 薬剤師
/		1日	回	日分	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 就寝前 ()時間毎 医・薬
		毎回	錠・包・カプセル		
		()	ずつ服用		
/		1日	回	日分	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 就寝前 ()時間毎 医・薬
		毎回	錠・包・カプセル		
		()	ずつ服用		
/		1日	回	日分	朝 食前・食後 昼 食後2時間 夕 就寝前 ()時間毎 医・薬
		毎回	錠・包・カプセル		
		()	ずつ服用		

※裏面に外用薬の処方履歴欄があります。

ご注意事項

- 薬をお受け取りの際はお名前をお確かめのうえ、用法、用量に従って正しく服用ください。
- 用法に記された「食後」とは食後30分以内、「食前」とは食事前30分のことです。
「寝る前」とは寝る前30分のことです。
- 薬は湿気、高温、日光をさけて保存し、子供の手の届かない安全な場所で保管してください。
- 調剤後、長期間たった薬は、副作用や事故の原因となりますので使用しないでください。

外用薬 処方履歴

月日	薬剤名	用法	医師 薬剤師
/		うがい薬 坐薬 塗り薬	医・薬
		用法:	
/		うがい薬 坐薬 塗り薬	医・薬
		用法:	
/		うがい薬 坐薬 塗り薬	医・薬
		用法:	

※受診の際には医師・薬剤師にこのおくすり袋を提示してください。

第9章 災害薬事関連通知・事務連絡

種別	通知・事務連絡の名称等												
医療保険及び診療調剤報酬等	① 令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について(令和元年10月12日事務連絡)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="347 398 1422 432">大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 432 616 510">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td data-bbox="616 432 1422 510">東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 510 616 589">平成28年熊本地震 (平成28年4月)</td> <td data-bbox="616 510 1422 589">平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 589 616 667">大阪府北部地震 (平成30年6月)</td> <td data-bbox="616 589 1422 667">平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 667 616 745">平成30年7月豪雨 (平成30年7月)</td> <td data-bbox="616 667 1422 745">平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 745 616 817">北海道胆振東部地震 (平成30年9月)</td> <td data-bbox="616 745 1422 817">平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)	大阪府北部地震 (平成30年6月)	平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)
	大規模災害時に発出された①と同意の事務連絡												
	東日本大震災 (平成23年3月)	東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成23年3月11日事務連絡)											
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成28年4月15日事務連絡)											
	大阪府北部地震 (平成30年6月)	平成30年大阪府北部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年6月18日事務連絡)											
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示について(平成30年7月6日事務連絡)											
	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について(平成30年9月6日事務連絡)											
	② 令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(令和元年10月15日事務連絡)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="347 907 1422 940">大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 940 616 1019">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td data-bbox="616 940 1422 1019">平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1019 616 1097">平成28年熊本地震 (平成28年4月)</td> <td data-bbox="616 1019 1422 1097">平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1097 616 1176">平成30年7月豪雨 (平成30年7月)</td> <td data-bbox="616 1097 1422 1176">平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1176 616 1265">北海道胆振東部地震 (平成30年9月)</td> <td data-bbox="616 1176 1422 1265">平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)		
	大規模災害時に発出された②と同意の事務連絡												
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)											
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)											
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年7月9日事務連絡)											
	北海道胆振東部地震 (平成30年9月)	平成30年北海道胆振東部地震による被災に伴う保険診療関係等及び報酬の取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)											
	③ 令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(令和元年10月18日事務連絡)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="347 1355 1422 1388">大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="347 1388 616 1467">東日本大震災 (平成23年3月)</td> <td data-bbox="616 1388 1422 1467">平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1467 616 1545">平成28年熊本地震 (平成28年4月)</td> <td data-bbox="616 1467 1422 1545">平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1545 616 1646">平成30年7月豪雨 (平成30年7月)</td> <td data-bbox="616 1545 1422 1646">平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)</td> </tr> </tbody> </table>	大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)				
	大規模災害時に発出された③と同意の事務連絡												
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う保険診療関係等の取扱いについて(平成23年3月15日事務連絡)											
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて(平成28年4月18日事務連絡)											
平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年7月豪雨による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて(平成30年7月12日事務連絡)												
④ 平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方の自粛及び分割調剤の考慮について(平成23年3月17日事務連絡) ^{※1}													

種別	通知・事務連絡の名称等	
医薬品等の取扱い・融通※ ₂	⑤ 平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて(平成28年4月19日事務連絡)	
	大規模災害時に発出された⑤と同意の事務連絡	
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方せん医薬品の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月12日事務連絡)
	⑥ 平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について(平成28年4月20日事務連絡)	
	大規模災害時に発出された⑥と同意の事務連絡	
	東日本大震災 (平成23年3月)	東北地方太平洋沖地震における病院又は診療所の間での医薬品及び医療機器の融通について(平成23年3月18日事務連絡)
		東北地方太平洋沖地震における地方公共団体間又は薬局間の医薬品等の融通について(平成23年3月30日事務連絡)
⑦ 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その3)(平成23年4月20日事務連絡)		
医薬品医療機器等法(旧薬事法) 法の取扱い※ ₂	⑧ 令和2年7月3日から大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(令和2年7月6日事務連絡)	
	大規模災害時に発出された⑧と同意の事務連絡	
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年7月豪雨に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年7月19日事務連絡)
	令和元年台風第19号 (令和元年10月)	令和元年台風第19号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(令和元年10月14日事務連絡)
	⑨ 北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて(平成30年9月14日事務連絡)	
	⑩ 平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて(平成23年3月24日薬食総発0324第1号・薬食機発0324第1号)	
	⑪ 平成30年9月北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災地において医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)(平成30年9月6日事務連絡)	
	大規模災害時に発出された⑪と同意の事務連絡	
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における工業用酸素ガスボンベを医療用酸素ガスボンベとして使用することについて(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)
	平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本地方の地震における工業用酸素ガスボンベを医療用酸素ガスボンベとして使用すること等について(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)(平成28年4月21日事務連絡)
文書保存※ ₃	⑫ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴雨風及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて(令和元年10月18日事務連絡)	
	大規模災害時に発出された⑫と同意の事務連絡	
	平成30年7月豪雨 (平成30年7月)	平成30年7月豪雨に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて(平成30年7月13日事務連絡)
⑬ 文書保存に係る取扱いについて(医療分野)(平成23年3月31日事務連絡)		

種別		通知・事務連絡の名称等	
医薬品医療機器等法 (旧薬事法)	疑義照会※4	⑭ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(疑義照会)(平成24年12月17日24福保健薬第2895号)	
		⑮ 卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(回答)(平成24年12月20日薬食発第1220第2号)	
麻薬及び向精神薬取締法	⑯ 令和元年台風第19号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて(令和元年10月16日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑯と同意の事務連絡	
		東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月14日事務連絡)
			平成23年東北地方太平洋沖地震における処方箋医薬品(医療用麻薬及び向精神薬)の取扱いについて(その2)(医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)
		平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて(平成28年4月20日事務連絡)
⑰ 平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成28年4月19日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑰と同意の事務連絡		
	東日本大震災 (平成23年3月)	平成23年東北地方太平洋沖地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)(平成23年3月15日事務連絡)	
	⑱ 「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)」に係る取扱いの廃止について(平成28年9月1日事務連絡)※5		
災害救助法	⑲ 平成28年熊本地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて(平成28年12月22日事務連絡)	大規模災害時に発出された⑲と同意の事務連絡	
		東日本大震災 (平成23年10月)	「東日本大震災」における医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用の取扱いについて(平成23年10月21日事務連絡)
その他	⑳ 情報通信機器を用いた診療(遠隔診療)等に係る取り扱いについて(平成23年3月23日事務連絡)		
	㉑ 災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について(令和4年12月27日職需発1227第1号)		

※1 以後、④と同意の事務連絡は発出されていません。

※2 これまで、⑦、⑨及び⑩と同意の事務連絡又は通知は発出されていません。

※3 これまで、⑫及び⑬と同意の事務連絡は発出されていません。

※4 東京都の疑義照会(⑭)及び国の回答(⑮)

※5 東日本大震災及び令和元年台風第19号で、⑱と同意の事務連絡は発出されていません。

①令和元年台風19号に伴う災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について

令和元年10月12日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先(電話番号等)、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名)を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。

なお、当該避難者等に係る診療報酬等の請求については、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

【別添:略】

②令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

令和元年10月15日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課
厚生労働省老健局老人保健課

令和元年台風19号に伴う災害の被災に伴う保険診療関係等及び診療報酬の取扱いについて

係等及び診療報酬の取扱いについては、当面、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係団体への周知を図るようお願いしたい。

記

1. 保険医療機関等の建物が全半壊等した場合の取扱い

保険医療機関である医療機関又は保険薬局である薬局の建物が全半壊等し、これに代替する仮設の建物等(以下「仮設医療機関等」という。)において診療又は調剤等を行う場合、当該仮設医療機関等と全半壊等した保険医療機関等との間に、場所的近接性及び診療体制等から保険医療機関等としての継続性が認められる場合については、当該診療等を保険診療又は保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

2. 保険調剤の取扱い

(1) 被災地の保険薬局において、次に掲げる処方箋(通常の処方箋様式によらない、医師の指示を記した文書等を含む)を受け付けた場合においては、それぞれに掲げる事項を確認した上で、保険調剤として取り扱って差し支えないこと。

①保険者番号、被保険者証・被保険者手帳の記号・番号の記載がない場合

被災により、被保険者証、健康手帳等を保険医療機関に提示できなかった場合であること。この場合、保険薬局において、加入の保険及び被用者保険の被保険者等にあつては事業所名、国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所を確認するとともに、調剤録に記載しておくこと。

②保険医療機関の記載がない場合

処方箋の交付を受けた場所を患者に確認すること。

なお、処方箋の交付を受けた場所が、救護所、避難所救護センターその他保険医療機関以外の場所であることが明らかな場合は、保険調剤として取り扱えないものであること。(3)参照

(2) 患者が処方箋を持参せずに調剤を求めてきた場合については、事後的に処方箋が発行されることを条件として、以下の要件のいずれにも該当する場合には、保険調剤として取り扱って差し支えない。

ア 交通の遮断、近隣の医療機関の診療状況等客観的にやむをえない理由により、医師の診療を受けることができないものと認められること。

イ 主治医(主治医と連絡が取れない場合には他の医師)との電話やメモ等により医師からの処方内容が確認できること。

また、医療機関との連絡が取れないときには、服薬中の薬剤を滅失等した被災者であつて、処方内容が安定した慢性疾患に係るものであることが、薬歴、お薬手帳、包装等により明らかな場合には、認めることとするが、事後的に医師に処方内容を確認するものとする

こと。

(3) 災害救助法に基づく医療の一環として、救護所、避難所救護センター等で処方箋の交付を受けたと認められる場合には、当該調剤に係る報酬は救護所の設置主体である都道府県に請求するものであること。

ただし、災害救助法が適用されている期間内において処方箋が交付され、調剤されたものであること。

- 3. 定数超過入院について
 - 4. 施設基準の取扱いについて
 - 5. 訪問看護の取扱いについて
 - 6. 診療報酬の取扱いについて
- 別添のとおりとする。

【略】

(別添)

I. 被災地(災害救助法の適用対象市町村をいう。以下同じ。)

問1 日本赤十字社の救護班、DMAT(災害派遣医療チーム)やJMAT(日本医師会による災害医療チーム)などボランティアにより避難所や救護所等で行われている診療について、保険診療として取り扱うことは可能か。また、それら診療について一部負担金を患者から徴取することは可能か。

(答) 都道府県知事の要請に基づき、日本赤十字社の救護班やDMAT、JMATなど、ボランティアが避難所等で行った医療に係る経費については、

- ①薬剤、治療材料等の実費
 - ②救助のための輸送費や日当・旅費等の実費
- などを災害救助法の補助対象としており、これを保険診療として取り扱うことはできない。したがって保険診療として一部負担金を患者に求めることはできない。

問2 被災地の保険医療機関の医師等が、各避難所等を自発的に巡回し、診療を行った場合、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない。(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

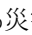
問3 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない。(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問4 避難所や救護所等において診察を受けて発行された処方箋による調剤は、どのような取扱いになるか。

(答) 保険調剤として取り扱うことはできない。(都道府県知事の要請に基づき、災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい。)

問5 保険診療による処方箋とはどのように区別したらよいか。

(答) 災害により避難所や救護所等において発行された処方箋については、当該処方箋に「」と記されている場合もあるが、災害救助法の適用が明らかな場合は保険診療としては取り扱われないので、処方箋の交付を受けた場所を患者に確認するなど留意されたい。

問6 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診療を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答) 算定できる。

なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して訪問診療料(歯科訪問診療料)は算定できない。

問7 問6において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。同様に同じ避難所等に居住する複数人に同一日に同じ訪問看護ステーションから訪問看護を行う場合はどうか。

(答) いずれも、同一建物居住者の取扱いとする。

なお、医科の場合にあつては、避難所等において、同一世帯の複数の患者に診察をした場合は、「同一建物居住者」の取扱いではなく、1人目は「同一建物居住者以外の場合」を算定し、2人目以降の患者については、

初診料又は再診料若しくは外来診療料及び特掲診療料のみを算定すること。

また、歯科の場合にあつては、同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療1(1人のみの場合)、歯科訪問診療2(2人以上9人以下の場合)又は歯科訪問診療3(10人以上の場合)のいずれかにより算定する。

【問8～問13：略】

問14 被災地の保険医療機関において、通常外来診療を行っている患者に訪問診療を行った場合に、訪問診療料(歯科診療にあつては、歯科訪問診療料)は算定できるか。

(答)居宅で療養を行っており、疾病、傷病のために通院による療養が困難なものに対しては訪問診療料(歯科訪問診療料)を算定できるが、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断されるものに対しては、訪問診療料(歯科訪問診療料)の算定はできない。(通常の訪問診療料等の規定のとおり)

問15 問6、7及び14に関し、保険薬剤師が避難所又は居宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行った場合、在宅患者訪問薬剤管理指導料は算定できるか。

(答)医師の指示に基づき実施した場合は算定できる。ただし、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対しては算定できない。

なお、同じ避難所等に居住する複数人に対して在宅患者訪問薬剤管理指導料を行う場合は、「単一建物診療患者」の人数に応じた在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定するが、同一世帯の複数の患者が避難所等に同居している場合には、患者ごとに「単一建物診療患者が1人の場合」を算定する。

【問16：略】

問17 被災地の保険薬局において、現地での医薬品の供給不足により、調剤に必要な医薬品の在庫が逼迫している場合等やむを得ない場合には、分割調剤により対応することは可能か。この場合、保険薬局の判断で分割調剤を行うことは可能か。

(答)被災地での医薬品の流通状況等に応じて、分割指示のない処方箋であっても、処方医へ迅速に疑義照会を行うことが難しい場合には、保険薬局の判断で分割調剤を行い、事後に報告することは差し支えない。

【問18～問29：略】

③令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

令和元年10月18日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局保健課
厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療課

令和元年台風第19号に伴う災害の被災に関し、一部負担金、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に係る自己負担額(以下「一部負担金等」という。)の支払いが困難な者の取扱いについて、下記のとおりとするので、貴管下保険医療機関、被保険者及び審査支払機関等に対し、周知を図るようよろしくお願いしたい。なお、周知に当たっては参考資料の「医療機関・薬局向けリーフレット」及び「患者向けリーフレット」を各保険医療機関、避難所等に配布頂き、特に「患者用リーフレット」については、院内掲示、窓口での配布等を促して頂きたい。

記

1に掲げる者については、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)第5条及び第5条の2、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)第4条、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)第5条及び第5条の2並びに指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第13条の規定による一部負担金等の支払いを受けることを、2に掲げる期間猶予することができるものとする。

なお、入院時食事療養費及び入院時生活療養費(保険外併用療養費及び家族療養費に係る食事療養及び生活療養に係るものを含む。)については、標準負担額の支払いを受ける必要がある。

1 対象者の要件

(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 以下に掲げる被保険者又は被扶養者であること。

- ① 別紙1に掲げる市町村(特別区を含む。以下同じ。)の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第5条の被保険者(市町村国保の被保険者)
- ② 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者であって、別紙1に掲げる後期高齢者医療広域連合の被保険者
- ③ 令和元年台風第19号に伴う災害に係る災害救助法の適用市町村に住所を有する者(被災以降、適用市町村から他の市町村に転入した者を含む。)であって別紙2に掲げる健康保険組合又は国民健康保険組合若しくは健康保険協会の被保険者又は被扶養者
- (2) 令和元年台風第19号により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

2 取扱いの期間

令和2年1月末までの診療、調剤及び訪問看護

3 医療機関等における確認等

上記1(2)の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1(1)の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1(2)の申し立ての内容を診療録等の備考欄に簡潔に記録しておくこと。

ただし、被保険者証等を提示できない場合には、

- ① 健康保険法又は船員保険法の被保険者若しくは被扶養者である場合には、氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の場合には、氏名、生年月日、住所及び連絡先(国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて組合名)を診療録等に記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力いただきたい。

4 その他

本事務連絡に基づき一部負担金等の支払いを猶予した場合は、患者負担分を含めて10割を審査支払機関等へ請求すること。

なお、請求の具体的な手続きについては、平成25年1月24日付け保険局医療課事務連絡「暴風雪被害に係る診療報酬等の請求の取扱いについて」(別添)に準じて取り扱われたい。

【別紙1、別紙2及び別添：略】

④平成23年東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震の被災に伴う医薬品の長期処方、自粛及び分割調剤の考慮について

平成23年3月17日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成23年3月11日の平成23年東北地方太平洋沖地震及び同月12日の長野県北部の地震により、製薬会社の医療用医薬品(以下「医薬品」という。)の生産設備等に被害を受けたところがあり、一部医薬品について、現時点で生産が中止されているものがあります。

このような状況下、医薬品の長期処方、又はそれに伴う調剤が行われることにより、一時的に被災地域に必要な医薬品が供給されなくなる懸念があります。

については、被災地域への医薬品供給を優先し、被災された方々が必要な医療を受けられるよう、被災地域以外の保険医療機関及び保険薬局においては、患者への最適な医療を確保しつつも、当面、医薬品の長期処方の自粛あるいは分割調剤の考慮など、必要最小限の最適な処方・調剤を行うよう貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し、周知をお願いします。

⑤平成28年熊本地震における処方箋医薬品の取扱いについて

平成28年4月19日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

平成28年熊本地震による被災地における処方箋医薬品の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、御連絡いたします。

記

今般の地震による被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月18日付薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に

関する法律第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

(参考)

○ **医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)**

(処方箋医薬品の販売)

第四十九条 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方せんの交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

○ 「**薬局医薬品の取扱いについて**」(平成26年3月18日付薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知)

第1 処方箋に基づく販売

1. 処方箋医薬品について

(1) 原則

薬局医薬品のうち、処方箋医薬品については、薬剤師、薬局開設者、医薬品の製造販売業者、製造業者若しくは販売業者、医師、歯科医師若しくは獣医師又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者(以下「薬剤師等」という。)が業務の用に供する目的で当該処方箋医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合に販売(授与を含む。以下同じ。)する場合を除き、新法第49条第1項の規定に基づき、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、販売を行ってはならない。

なお、正当な理由なく、医師等からの処方箋の交付を受けた者以外の者に対して処方箋医薬品を販売した場合には、罰則が設けられている。

(2) 正当な理由について

新法第49条第1項に規定する正当な理由とは、次に掲げる場合によるものであり、この場合においては、医師等の処方箋なしに販売を行っても差し支えない。

① 大規模災害時等において、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合に、患者(現に患者の看護に当たっている者を含む。)に対し、必要な処方箋医薬品を販売する場合

⑥平成28年熊本地震における病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間での医薬品等の融通について

平成28年4月20日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
医療機器・再生医療等製品担当参事官室
監視指導・麻薬対策課

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)においては、原則として、医療機関等や地方公共団体の間で許可なく医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売又は授与を行うことはできないこととされていますが、平成28年熊本地震による被災地における病院、診療所、薬局又は地方公共団体間での医薬品、医療機器及び再生医療等製品の融通については、下記のとおり取り扱うこととします。

記

今般のような大規模な災害で通常の医薬品、医療機器及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という)の供給ルートに支障を来し、需給が逼迫する場合に、病院、診療所、薬局又は地方公共団体の間で医薬品等を融通することは、差し支えない。

⑦東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて(その3)

平成23年4月20日 事務連絡

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部) } 御中

厚生労働省保険局医療課

今般、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関連する診療報酬の取扱いについて、別添のとおり取りまとめたので、送付致します。

(別添)

【問1～問3：略】

＜無償提供された医薬品の取扱い＞

問4 今回の災害において、保険医療機関に無償で提供された医薬品については、保険請求上どのように取り扱うのか。

(答) 今回の災害に伴い、被災地(災害救助法の適用対象市町村(東京都を除く。))にある保険医療機関に、無償で提供された医薬品については、震災の混乱等によりこれらと保険医療機関が購入した医薬品を区別することが困難であることから、薬剤料を請求することは差し支えない。

⑧令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

令和2年7月6日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部(局) 薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可、管理医療機器販売業又は貸与業の届出(法第4条、第24条第39条及び第39条の3)

薬局等の許可等薬局開設の許可、医薬品の販売業の許可、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可を受けている又は管理医療機器販売業又は貸与業の届出を行っている店舗等(以下「薬局等」という。)が、令和2年

7月3日からの大雨による災害により被災し、当該薬局等で業務を行うことができない場合、当該薬局等の復旧見込みがあつて、地域における医薬品供給等の対応を行う上で一時的に当該薬局等と近接する建物等に仮設の薬局又は店舗等(以下「仮設店舗」という。)を設置し、当該薬局等に係る業務を行うことは、所在地の都道府県知事等の判断により、薬局等の業務について保健衛生上支障を生じない範囲において認められること。

この場合、仮設店舗について薬局等の開設等の許可を新規に受けることは不要であり、別紙参考様式により一時的に仮設店舗で業務を行う旨、復旧に要する期間等について薬局等の開設者等に届け出させること。

なお、届出時期については、仮設店舗で業務を開始する前を原則とするが、状況を勘案し、業務開始後、速やかに届け出させることもやむを得ないこと。

2 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が令和2年7月3日からの大雨による災害の被災地へ赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

3 薬局、医薬品の販売業の届出(法第10条及び第38条並びに施行規則第16条)

令和2年7月3日からの大雨による災害により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

4 処方箋医薬品(法第49条)

令和2年7月3日からの大雨による災害の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

なお、薬剤服用歴、お薬手帳等を活用し、患者の服薬

情報を確認するよう、努めること。

5 その他(薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号)

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則第13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

【別紙参考様式：略】

⑨北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて

平成30年9月14日 事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部(局)薬務主管課 御中
特別区

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課
厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課

北海道胆振東部地震に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「施行規則」という。)、薬剤師法(昭和35年法律第146号)及び薬剤師法施行規則(昭和36年厚生省令第5号)に係る取扱いについて、都道府県等から問合せがあった事項で、他の都道府県等にも周知する必要があると考えられる事項を下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

なお、これらの取扱いについては、被災地の医薬品等を確保するための一時的なものである旨、御留意願います。

記

1 管理者(法第7条、第28条及び第39条の2)

薬局等の管理者が北海道胆振東部地震の被災地に赴いて調剤等に従事する場合において、当該薬局等の開設者等が、必要に応じて管理者以外の業務に従事する薬剤師等のうちから代行者を指定するとともに、薬局等の業務に係る責任を明確にするときは、当該薬局等における業務の継続に当たり、管理者の変更手続きを省略して差し支えないこと。

この場合、管理者が管理義務のある薬局等とは別の場所で調剤等の薬事に関する実務を行うことになるが、都道

府県知事等による兼務許可がなくても、薬局等の開設者等において管理者が被災地で業務を行った場所、期間等を記録しておくことで差し支えないこと。

2 薬局、医薬品の販売業の届出(法第10条、第38条及び第39条の3並びに施行規則第16条)

北海道胆振東部地震により、一時的に薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者の氏名又は週当たりの勤務時間数を変更する場合は、変更の届出を省略して差し支えないこと。

この場合、薬局等の開設者等は当該変更事項がわかるように記録等を残しておくこと。

3 処方箋医薬品(法第49条)

北海道胆振東部地震の被災地の患者に対する処方箋医薬品の取扱いについては、平成26年3月28日付け薬食発第0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」の第1の1の(2)①に示したとおり、法第49条第1項の規定における「正当な理由」に該当し、医師等の受診が困難な場合、又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、患者に対し、必要な処方箋医薬品を販売又は授与することが可能であること。

4 その他(薬剤師法第22条、薬剤師法施行規則第13条の3第1号)

薬剤師法第22条及び薬剤師法施行規則13条の3第1号に規定しているとおり、被災地において、薬剤師が薬局で調剤できない場合、薬局以外の地方自治体の設置する避難所内の調剤所等で、薬剤師が販売又は授与の目的で調剤しても差し支えないこと。

⑩平成23年東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法等の取扱いについて

平成23年3月24日 薬食総発0324第1号
薬食機発0324第1号

各 { 都道府県
保健所設置市 } 衛生主管部(局)長 殿
特別区

厚生労働省医薬食品局総務課長
厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長

平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震の被災に伴う薬事法(昭和35年法律第145号)、薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号。以下「厚生労働省令」という。)及び薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令(昭和39年厚生省令第3号。以下「体制省令」という。)の取扱いについて、下記のとおりまとめまし

たのでお知らせいたします。これらの取扱いについては被災地の医療提供体制を確保するための一時的なものであるため、通常の手続きを行うことが可能となった場合は、速やかに通常定められた手続きが行われるよう取扱いをお願いいたします。

記

1 東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、一時的に、薬局又は医薬品の販売業の営業時間を変更する場合や薬事に関する実務に従事する薬剤師又は登録販売者(以下「薬剤師等」という。)の数等を変更する場合には、変更の届出は省略して差し支えないこと。(薬事法第10条、第38条及び厚生労働省令第16条関係)

2 東北地方太平洋沖地震により薬剤師等が被災したこと又は被災地を通行できないことによって勤務できない場合には、当面の間、当該薬剤師等を体制省令における勤務している薬剤師等として取り扱って差し支えないこと。(体制省令第1条及び第2条関係)

3 東北地方太平洋沖地震により、一時的に、当該被災地内で従事するため、薬局開設者、医薬品の販売業者、高度管理医療機器、特定保守管理医療機器若しくは管理医療機器の販売業者若しくは賃貸業者が、休止の届出を行うことができないときは、当該届出を省略して差し支えないこと。なお、この場合において、薬局の管理者の兼務に係る都道府県知事の許可は不要として差し支えない。(薬事法第7条第3項、第10条、第38条及び第40条関係)

⑪平成 30 年9月北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災地において医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給すること等について(医療機関及び製造販売業者等への周知依頼)

平成 30 年9月6日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局)御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成 30 年9月北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災地において、医療用酸素ガスボンベ及び医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりにそれぞれ工業用ガスボンベ及び工業用液化酸素ガス超低温容器を用いて医療用酸素ガス及び医療用液化酸素ガスを供給する場合の取扱いについて、下記のとおりとすることとしましたので、貴管下の関係者に周知願います。

記

1. 医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用酸素ガスボンベを用いて医療用酸素ガスを供給することについて

今般の地震による被災地の患者に対する医療用酸素ガスの供給に際し、医療用酸素ガスボンベ等が枯渇したことにより、やむを得ず医療用ガスボンベの代わりに工業用ガスボンベを用いて提供することは、以下の条件のもと可能であること。

- ①酸素ガス専用の工業用ガスボンベ(黒色)を使用すること。
- ②暫定使用の酸素ガスボンベである旨(「医療用酸素ガス(工業用ガスボンベの暫定使用)」)を表示すること。
- ③酸素ガスの充填者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)上の製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)であること。
- ④充填する酸素ガスは、日本薬局方「酸素」の規格基準を満たすものであること。
- ⑤製造販売業者は医療用酸素ガスボンベの代わりに工業用ガスボンベを用いた出荷の管理を行うこと。
- ⑥取り違いのリスクを踏まえ、酸素ガス専用以外の工業用ガスボンベを用いて提供しないこと。また、上記の条件を満たしていることを確認のうえ提供すること。
- ⑦工業用ガスボンベに充填した酸素ガスの納入先は、医療用酸素ガスの使用実績がある医療機関に限ること。
- ⑧患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用ガスボンベの暫定使用であることを可能な限り説明すること。

2. 医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりに工業用液化酸素ガス超低温容器を用いて医療用液化酸素ガスを供給することについて

今般の地震による被災地の患者に対する医療用液化酸素ガスの供給に際し、医療用液化酸素ガス超低温容器が枯渇したことにより、やむを得ず医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりに工業用液化酸素ガス超低温容器を用いて提供することは、以下の条件のもと可能であること。

- ①液化酸素ガス専用の工業用液化酸素ガス超低温容器(ねずみ色に黒帯)を使用すること。
- ②暫定使用の液化酸素ガス超低温容器である旨(「医療用液化酸素ガス(工業用液化酸素ガス超低温容器の暫定使用)」)を表示すること。
- ③液化酸素ガスの充填者は、製造販売業者等であること。
- ④充填する液化酸素ガスは、日本薬局方「酸素」の規格基準を満たすものであること。
- ⑤製造販売業者は医療用液化酸素ガス超低温容器の代わりに工業用液化酸素ガス超低温容器を用いた出荷の管理を行うこと。
- ⑥取り違いのリスクを踏まえ、液化酸素ガス専用以外の工業用液化ガス超低温容器を用いて提供しないこと。また、上記の条件を満たしていることを確認のうえ提供すること。

- ⑦工業用液化酸素ガス超低温容器に充填した液化酸素ガスの納入先は、医療用液化酸素ガスの使用実績がある医療機関に限ること。
- ⑧患者への使用に際し、緊急避難的な状況における工業用液化酸素ガス超低温容器の暫定使用であることを可能な限り説明すること。

令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害に伴う診療録等の文書の保存に係る取扱いについて
令和元年10月18日 事務連絡

各 { 都道府県医務主管課
都道府県薬務主管課
地方厚生(支)局医療課
地方厚生(支)局医事課 } 御中

厚生労働省医政局
医薬・生活衛生局
保険局

平素より厚生労働行政にご理解、ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに令和元年台風第19号による災害により、別紙に掲げる医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録等の文書が滅失した場合の取扱いについては、別添「文書保存に係る取扱いについて(医療分野)」(平成23年3月31日付け厚生労働省医政局・医薬食品局・保険局事務連絡。以下「平成23年事務連絡」という。)における平成23年事務連絡別紙に掲げる文書についての取扱いと同様とするので、貴課におかれてはこれを御了知いただくとともに、必要に応じ、管下の市区町村(保健所設置市を含む。)、関係機関、関係団体及び医療機関等への周知をお願いいたします。

なお、滅失した文書の有無の確認や、本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施を求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添えます。

(別紙)

- ① 医師法(昭和23年法律第201号)第24条の診療録
- ② 歯科医師法(昭和23年法律第202号)第23条の診療録
- ③ 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第42条の助産録
- ④ 医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項第9

号、第22条第2号及び第22条の2第3号の診療に関する諸記録、第22条の3第3号の診療及び臨床研究に関する諸記録並びに第22条第3号、第22条の2第4号及び第22条の3第4号の病院の管理及び運営に関する諸記録

- ⑤ 医療法第46条第2項の財産目録、第51条の4第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類、同条第3項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑥ 医療法第46条の3の6において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第57条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の4の7において準用する法人法第193条第2項に規定されている議事録及び同条第3項に規定されている議事録の写し、第46条の7の2第1項において準用する法人法第97条第1項に規定されている議事録、第54条の7において読み替えて準用する会社法(平成17年法律第86号)第684条第1項に規定されている社会医療法人債原簿及び会社法第731条第2項に規定されている議事録並びに第58条の3第2項(第59条の2において準用する場合を含む。)及び同法第60条の4第2項(第61条の3において準用する場合を含む。)に規定されている書類
- ⑦ 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)第18条第1項の譲渡証、第28条第1項の帳簿、第30条の10第1項の譲渡証
- ⑧ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第32条第1項の譲渡証、第38条第1項及び第39条第1項の帳簿並びに第50条の23第2項の記録
- ⑨ 歯科技工士法(昭和30年法律第168号)第19条の指示書
- ⑩ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律145号)第46条第1項の毒薬及び劇薬の譲渡に係る文書、第49条第2項の処方せん医薬品の販売等に係る帳簿、第68条の7第3項及び第4項の再生医療等製品に関する記録並びに第68の22第3項及び第4項の特定生物由来製品に関する記録
- ⑪ 薬剤師法(昭和35年法律第146号)第27条の処方せん及び第28条の調剤録
- ⑫ 外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律(昭和62年法律第29号)第11条の診療録、第12条の助産録、第14条の救急救命処置録及び第15条の指示書
- ⑬ 救急救命士法(平成3年法律第36号)第46条の救

急救命処置録

- ⑭ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成 25 年法律第 85 号)第 16 条第1項の再生医療等に関する記録及び第 45 条の特定細胞加工物の製造に関する記録
- ⑮ 臨床研究法(平成 29 年法律第 16 号)第 12 条の記録
- ⑯ 医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 30 条の 21 及び第 30 条の 22 第 1 項の記録並びに第 30 条の 23 第 1 項及び第 2 項の帳簿
- ⑰ 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 9 条の診療録等
- ⑱ 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 6 条の調剤録及び処方せん
- ⑲ 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和 33 年厚生省令第 24 号)第 12 条の 3 の書類
- ⑳ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和 36 年厚生省令第 1 号)第 13 条の薬局の管理に関する帳簿、第 14 条の医薬品の購入等に関する記録
- ㉑ 歯科衛生士法施行規則(平成元年厚生省令第 46 号)第 18 条の歯科衛生士の業務記録
- ㉒ 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 9 年厚生省令第 28 号)第 26 条の 12、第 34 条及び第 41 条第 2 項の記録
- ㉓ 医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 14 年厚生労働省令第 158 号)第 18 条の帳簿
- ㉔ 医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 36 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉕ 歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令(平成 17 年厚生労働省令第 103 号)第 18 条の帳簿
- ㉖ 再生医療等製品の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成 26 年厚生労働省令第 89 号)第 45 条、第 53 条及び第 61 条第 2 項の記録
- ㉗ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 110 号)第 7 条第 8 号の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と細胞提供者との関係についての記録、第 14 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と再生医療等を受ける者との関係についての記録、第 34 条第 3 項において保管を求める再生医療等提供計画、同意に係る文書及び特定細胞加工物概要書、第 67 条第 1 項の帳簿、第 71 条第 1 項の審査等業務の過程に関する記録及び同条第 2 項で保存を求める再生医療等提供計画並びに第 4 章に規定する文書及び記録
- ㉘ 臨床研究法施行規則(平成 30 年厚生労働省令第 17 号)

第 37 条第 1 項及び同条第 2 項の記録、第 51 条第 2 項の代諾者の同意に関する記録及び代諾者と特定臨床研究の対象者との関係についての記録、第 53 条第 2 項各号に掲げる書類及び同条第 3 項の記録、第 62 条第 1 項の記録、第 83 条第 1 項の帳簿並びに第 85 条第 2 項及び第 3 項の文書

【別添：略※】

※ 本事務連絡の「別添」は、次に掲載する「㉒文書保存に係る取扱いについて(医療分野) 平成23年3月31日 事務連絡」と同一である。

⑬文書保存に係る取扱いについて(医療分野)

平成23年3月31日 事務連絡

各	}	都道府県医務主管課 都道府県薬務主管課 地方厚生(支)局医療課 地方厚生(支)局医事課	御中
---	---	------------------------------------------------------	----

厚生労働省医政局
 医薬・生活衛生局
 保 険 局

今般の東北地方太平洋沖地震の発生に伴う建物の破損等により、関係法令において診療を行った際に作成し、一定期間保存すべきとされている文書等が失われた事例が想定される。

こうした事例については以下のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いします。

なお、滅失した文書の有無の確認及び本事務連絡に基づく対応については、直ちに実施することを求めるものではなく、医療機関等の復旧作業に着手可能な状況になった段階で実施することとして差し支えないことを申し添える。

記

1. 震災により診療録等を滅失した場合の取扱い

(1) 別紙に掲げる文書(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)等に基づき書面に代えて電磁的記録により保存を行うことができることとされている文書については電磁的記録を含む。以下「診療録等」という。)については、関係法令に基づき、医療機関等における保存が義務づけられている。

診療録等について、医療機関等において適切な管理の下保存していたにもかかわらず、今般の震災によりやむを得ず滅失した場合(電磁的記録により保存を行って

いる医療機関等にあつては電磁的記録の出力が不可能となった場合を含む。以下同じ。)には、関係法令に基づく保存義務違反には当たらないものと解すること。

なお、診療録等の一部に限り滅失した場合には、滅失していない部分について、引き続き、関係法令に基づき、適切に保存を行うこと。

また、別紙⑤の文書については、当該文書の全部又は一部を滅失した場合、医療法人は、滅失した文書の写しを都道府県又は厚生労働省から取り寄せ、保存すること。ただし、今般の震災により都道府県又は厚生労働省においてやむを得ず当該写しを滅失した場合にあつてはこの限りでないこと。

(2) 診療録等の全部又は一部を滅失した場合、医療機関等は、保存を行っていた場所、滅失した理由、滅失した文書の名称(一部を滅失した場合にはその範囲を含む。)等を記録した文書を作成し、保存すること。

(3) 電磁的記録の出力が不可能となった磁気ディスク等については、個人情報の流出等の疑いが生じることのないよう留意の上、廃棄すること。

(4) 診療録等のうち、患者の身体状況、病状、治療等について作成された文書を滅失した場合は、医療法第1条の4第2項や「診療情報の提供等に関する指針」(平成15年9月12日付け医政発第0912001号厚生労働省医政局長通知の別添)の趣旨を踏まえ、患者が来診した際にその旨を適切に説明するなど、医療従事者等と患者等との信頼関係の構築に向けて取り組むよう努めること。

2. 診療録等の保存場所に係る取扱い

医療機関等の中には、「診療録等の保存を行う場所について」(平成14年医政発第0329003号・保発第0329001号厚生労働省医政局長・保険局長連名通知)において示された基準(以下「外部保存基準」という。)に従って、診療録等の外部保存(作成した医療機関等以外の場所における保存をいう。以下同じ。)を行っている施設もあるものと考えられる。

今般の震災に伴い、建物の破損等により、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が困難となった場合には、以下の基準を満たした上で診療録等の外部保存(電気通信回線を通じて行うものを除く。)を行って差し支えないこと。ただし、医療機関等において診療録等の保存を行う場所の確保、又は、外部保存基準を満たす施設の確保が可能となった場合には、速やかに保存場所を変更すること。

なお、電気通信回線を通じて行う診療録等の外部保存については、通常どおり、外部保存基準を満たす必要があること。

(1) 診療録等が診療の用に供するものであることにかんがみ、必要に応じて利用できる体制を確保しておくこと。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57

号)等を遵守する等により、患者のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護が担保されること。

(3) 外部保存は、診療録等の保存の義務を有する医療機関等の責任において行うこと。また、事故等が発生した場合における責任の所在を明確にしておくこと。

【別紙：略】

⑭卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(疑義照会)

平成24年12月17日 福保健薬第2895号

厚生労働省医薬食品局総務課長 殿

東京都福祉保健局健康安全部長

平素より、東京都の薬事行政に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。標記の件について、下記のとおり疑義が生じたため、照会いたします。

記

【照会内容】

医療救護所、避難所及びそれらへ医薬品を供給する医薬品集積所を設置する国、都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。)(以下「救護所等を設置する国等」という。)は、薬事法第25条第3号に規定する「その他厚生労働省令で定める者」に該当し、救護所等を設置する国等に対して、卸売販売業者が医薬品を販売し、又は授与することができるかと解するが、いかがか。

⑮卸売販売業者が医療救護所等へ医薬品を販売することの可否について(回答)

平成24年12月20日 薬食発第1220第2号

東京都福祉保健局健康安全部長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

平成24年12月17日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答する。

記

貴見のとおり。

⑩令和元年台風第19号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

令和元年10月16日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

令和元年台風第19号による被災地の処方箋医薬品の取扱いについては、令和元年10月14日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び医療機器審査管理課事務連絡「令和元年台風第19号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」により取り扱われているところですが、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地においてこれらを必要とする者への供給に支障のないよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡は、麻薬小売業者による医療用麻薬の提供及び向精神薬小売業者による向精神薬の提供に関する見解を示したものです。

記

1. 医療用麻薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第27条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することができます。

2. 向精神薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示(例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等)が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することができます。

3. 交付した医療用麻薬等の記録について

1及び2の場合において、譲り渡した医療用麻薬等の品名、数量及び譲渡先(譲り受けた患者の氏名や、その

者が特定可能な個人情報等)について記録し、1及び2で連絡を取った医師等に報告してください。

⑪平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)

平成28年4月19日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

今般の地震による被災地の医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、被災各県において、医療用麻薬の供給が逼迫している状況に鑑み、必要な医療用麻薬の供給を早期に確保する観点から、他県からの県境移動の取扱いにつきましては、下記の手順に従い取り扱うこととしますので、被災地における医療用麻薬を必要とする者への供給に支障なきよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本通知における取扱いの終了期限については、今後、被災地の状況を把握した上で、別途通知します。

記

(1) 麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者は、保有する麻薬の譲渡を行おうとする場合において、その所在地を管轄する地方厚生局麻薬取締部宛てに譲渡する医療用麻薬の名称、数量及び譲渡先について電話連絡をしてください。

(2) 譲渡後、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあつては、同法第24条第12項第2号の規定に基づく医療用麻薬の譲渡許可申請書を地方厚生局麻薬取締部に提出してください。

※ なお、麻薬小売業者は麻薬小売業者間譲渡の許可なく麻薬小売業者から麻薬を直接譲り受けることはせず、麻薬卸売業者又は麻薬診療施設の開設者から譲渡を受けてください。

⑱「平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼)」に係る取扱いの廃止について

平成28年9月1日 事務連絡

各都道府県衛生主管部(局) 御中
地方厚生(支)局麻薬取締部(支所) 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

平成28年4月に発生した熊本県熊本地方の地震による、被災地における医療用麻薬の県境移動の取扱いについては、平成28年4月19日付け事務連絡(平成28年熊本県熊本地方の地震における医療用麻薬の県境移動の取扱いについて(卸売業者、医療機関及び薬局への周知依頼))に基づき、被災各県において、医療用麻薬の在庫を確保するよう務めていただいていたところですが、今般、被災各県における医療用麻薬の供給体制の回復に伴い、被災各県において医療用麻薬が安定的に入手できる状況が確認されたことから、平成28年9月30日をもって、同事務連絡に基づく麻薬卸売業者、麻薬小売業者及び麻薬診療施設の開設者間における医療用麻薬の譲渡に係る取扱いを廃止することとします。

平成28年10月1日以降、県境を越えて麻薬の譲渡を行うおとする場合においては、麻薬卸売業者及び麻薬診療施設の開設者にあつては、麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、麻薬小売業者にあつては、同法第24条第12項第2号の規定に基づき、予め許可を得ることが必要ですので、貴管下の関係者に周知してください。

⑲平成28年熊本地震における医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについて

平成28年12月22日 事務連絡

各 { 都道府県 } 医務主管課
 { 保健所設置市 } 衛生主管課
 { 特別区 }

各都道府県・政令市精神保健福祉主管課 御中
各都道府県災害救助担当主管課

厚生労働省医 政 局
 健 康 局
 医薬・生活衛生局
 社会・援護局障害保健福祉部

医師等の保健医療従事者の派遣及び薬局における調剤に係る費用の取扱いについては、今般、改めて派遣医師等に係る費用の取扱いを以下のとおり整理したので、管内市町村、関係団体、医療機関及び薬局等に周知されますようお願いいたします。

なお、以下については内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添えます。

第1 医師等の保健医療従事者の派遣に係る費用の取扱い

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

救護班としての活動に要する人件費は、災害救助費の賃金職員等雇上費(実費)として、災害救助法の規定に基づき支弁されます(独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立高度専門医療研究センター、公立病院、地方自治体及び日本赤十字社の現職の有給職員については超過勤務手当のみ対象。)

イ 旅費等

救護班の派遣に要する旅費(被災県内等で移動に要した費用を含む)及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

ウ 薬剤費等

救護班が使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕に要した費用(実費)は、災害救助費から支弁されます。

エ ドクターヘリ運航経費

被災県以外の都道府県から被災県に出勤したドクターヘリの運航経費(パイロット・整備士の人件費、燃料費等)は、ドクターヘリ導入促進事業の委託料金に準じて、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、救護班の派遣後に、派遣元都道府県を通じ、被災県に対して請求を行うことが基本形となります。

この場合、派遣元都道府県に対しては、医師等の派遣を行った医療機関等(以下「派遣元機関」という。)が直接、あるいは都道府県単位の団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

また、派遣の実態に応じて、例えば都道府県単位または全国単位の団体等が取りまとめ等を行ったうえで、被災県に対して請求を行うことも可能です。この場合には、団体において取りまとめる旨等を派遣元都道府県に御連絡いただくようお願いするとともに、派遣元都道府県におか

れても必要に応じて当該団体への相談助言などの御協力をお願いします。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

(4) その他

薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、精神保健福祉士、臨床心理士、食品衛生監視員、医療又は避難所活動の後方支援業務を行う者等が、被災県知事の要請を受けて、医師、歯科医師に同行せず、心のケア、健康管理、服薬指導等の活動を行う場合や、医師等が、被災県知事の要請を受けて、感染症対策を行う場合にも、(1)から(3)までと同様の取扱いとします。

2 医療機関等への派遣

(1) 費用支弁対象について

ア 人件費

医師等の派遣先の医療機関等(以下「派遣先機関」という。)において、保険診療として診療を行った場合には、当該診療に要する費用は診療報酬として当該派遣先機関に対して支払われます。

イ 旅費等

被災県知事の要請を受けて医師等が派遣先機関に派遣される場合には、医師等の派遣に要する旅費及び宿泊費(実費)は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

保険診療として診療を行った場合の派遣職員の人件費の金額、精算方法等については、派遣先機関と派遣元機関との協議により、決定することとなります。

災害救助法に基づき旅費及び宿泊費(実費)が支弁される場合には、その支給・精算の方法については、1(2)の取扱いによります。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

3 留意点

派遣された医師等が、医療機関において、通常の保険診療ではなく実質的に応急救護を実施していると認められる場合など、上記1又は2のどちらに該当するのか不明確な場合にも、災害救助法に基づき費用が支弁される可能性がありますので、派遣元都道府県等と派遣元医療機関間で適宜御相談ください。

第2 薬局における調剤に係る費用の取扱い

救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、救護所など保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋(以下「災害処

方箋」という。)が地域の薬局に持ち込まれ、調剤がなされた場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。なお、災害救助法に規定する医療を行う際には、被災者に現物をもって薬剤を提供し、救護班が所持している薬剤が不足している場合等にも、患者に交付した災害処方箋に基づき、救護所内の調剤所で調剤することが原則とされていることに御留意ください。

1 救護班としての活動

被災県知事の要請を受けて災害救助法に規定する医療を行う救護班として活動する場合に要する費用の取扱いは下記のとおりとします。

(1) 費用支弁対象について

ア 労務費

薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費については、災害救助費の賃金職員等雇上費(実費)として、災害救助法の規定に基づき支弁されます。この際、薬局においては、災害処方箋が持ち込まれた場合にのみ労務が生じることから、災害に際しての応急救護の実施主体である被災都道府県は、地域の実情に応じて関係団体との協議等により、例えば、災害当該処方箋一枚当たりの労務費を規定するなど、その必要となる労務費額を設定してください。なお、その設定にあたっては、一日の総支払額が救護班の薬剤師に対する人件費を超えないように御留意ください。

イ 薬剤費等

災害処方箋に基づく調剤のために使用した薬剤等は、災害救助費から支弁されます。

(2) 支給・精算の方法について

災害救助法による災害救助費は、薬局において災害処方箋に基づく調剤の実施後に、被災県に対して請求を行うことが基本形となります。

この場合、被災県に対し薬局が直接、あるいは都道府県単位の関係団体等を通じて請求を行うなど、適宜の方法で行ってください。

(3) 災害救助法による対象期間について

対象期間の取扱いについては、災害発生から医療機関等が被災から回復するまでの間となりますので、具体的な期間については、個別に被災県と御相談ください。

②情報通信機器を用いた診療(遠隔診療)等に係る取扱いについて

平成23年3月23日 事務連絡

各 { 都道府県医務主管課 } 御中
 { 都道府県薬務主管課 }

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医薬食品局総務課

今回の東北地方太平洋沖地震に係る医療活動の中で、医師が患者を対面診療できない場合の取扱いや、患者が被災地外の薬局における調剤を希望する場合の取扱いについて、疑義が生じているところである。

情報通信機器を用いた診療(以下「遠隔診療」という。)に関する取扱い及びファクシミリ等により送付された処方箋による調剤に関する取扱いは下記のとおりであるので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方をお願いします。

記

1 遠隔診療について

(1) 医師法第 20 条に関する解釈

「情報通信機器を用いた診療(いわゆる「遠隔診療」)について」(平成9年 12 月 24 日付け健政発第 1075 号厚生省健康政策局長通知。以下「遠隔診療通知」という。)において示しているとおり、医師法第 20 条に関する解釈は以下のとおりである。

① 医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 20 条における「診察」とは、問診、視診、触診、聴診その他手段の如何を問わないが、現代医学から見て、疾病に対して一応の診断を下し得る程度のものをいう。

② 直接の対面診療による場合と同等ではないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法第 20 条に抵触するものではない。

(2) 今般の震災に係る取扱い

遠隔診療通知においては、「初診及び急性期の疾患に対しては、原則として直接の対面診療によること」としながらも、「直接の対面診療を行うことが困難である場合(例えば、(中略)遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難な者に対して行う場合)」については、「患者側の要請に基づき、患者側の利点を十分に勘案した上で、(中略)遠隔診療によっても差し支えないこと」としている。

このため、今般の震災の影響で遠隔診療によらなければ当面必要な診療を行うことが困難となった被災地の患者については、初診及び急性期の患者であっても、患者側の要請に基づき遠隔診療を実施して差し支えないものとする。

遠隔診療を実施して差し支えないか疑義が生じている事例として、例えば以下のようなケースが考えられるので参考とされたい。

【ケース1】

被災地の患者(A)が主治医(B)と連絡が取れず、他の医師(C)に電話等により連絡できた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

(考え方)

医師(C)が、電話等により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

【ケース2】

被災地の患者(A)の家族等(B)が、電話等により患者(A)の容態等を主治医ではない医師(C)に伝えた場合、医師(C)にとって初診である患者(A)に対して処方箋を交付することは可能か。

(考え方)

医師(C)が、心身の状況等を十分に把握している家族等の連絡により、患者(A)の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、当該医師の医学的判断に基づき処方箋を出すことは可能である。

2 今般の震災に係るファクシミリ等により送付された処方箋による調剤について

東北地方太平洋沖地震による患者に対応するため、被災地の医師と連絡が可能であり、ファクシミリ等により患者の希望する薬局に処方箋が送付された場合には、医療機関から処方箋原本を入手するまでの間は、送付されたファクシミリ等を「処方箋」とみなして調剤等を行って差し支えないこと。

この場合、通常の手続を行うことが可能となった後、速やかに医療機関から処方箋原本を入手し、以前に送付されたファクシミリ等を原本に差し替えることとする。

また、調剤された薬剤については、原則として、患者又は現に看護に当たっている者に交付することとするが、客観的にやむを得ない状況であると認められる場合に、郵送することは差し支えないこと。この場合、患者又は現に看護に当たっている者に対して、電話等により、調剤した薬剤の適正な使用のために必要な情報提供を適切に行うものとする。

①災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣の「労働者派遣事業」への該当性について

令和4年12月27日 事務連絡

各都道府県労働局(愛知、大阪労働局を除く)

職業安定部長 殿

東京、愛知、大阪各労働局

需給調整事業部長 殿

厚生労働省職業安定局需給調整事業課
課長補佐(需給調整担当)

需給調整事業に係る指導監督業務については、日頃から多大なるご尽力をいただき感謝申し上げます。今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和

4年12月20日閣議決定)において、「災害時における薬剤師が行う調剤業務等への労働者派遣(2条1号)については、職務の円滑な実施を図るため、一定の場合には労働者派遣事業(同条3号)に該当しないことを明確化し、都道府県労働局及び地方公共団体に令和4年度中に通知する。」とされたことを受け、災害発生時に災害対応のために行う薬剤師の派遣(以下「薬剤師の災害時派遣」という。)の「労働者派遣事業」(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第1項第3号)への該当性に関して、下記のとおり解釈をお示ししますので、今後の取扱い等について遺漏なきようお願いいたします。

記

1. 「業として行う」の解釈

「労働者派遣事業」とは「労働者派遣を業として行うこと」をいい、「業として行う」とは、一定の目的をもって同種の行為を反復継続的に遂行することをいう。1回限りの行為であったとしても反復継続の意思を持って行えば事業性が認められるが、形式的に繰り返し行われていたとしても、全て受動的、偶発的行為が継続した結果であって反復継続の意思をもって行われていなければ、事業性は認められない。

反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるが、営利を目的とするか否か、事業としての独立性があるか否かが反復継続の意思の判定の上で重要な要素となる。

2. 薬剤師の災害時派遣の「業として行う」への該当性について

薬剤師の災害時派遣については、通常、生命の危機も予想される緊急的な状況において、行政機関からの協力要請に基づく活動であるため、受動的、偶発的な要素に基づき行われるものであり、また、営利を目的とするとも事業としての独立性があるとも考えられないことから、反復継続の意思はないと考えられる。従って、薬剤師の災害時派遣は、原則として、「業として行う」には該当しないため、「労働者派遣事業」に該当しないと考えられる。

なお、反復継続の意思があるかどうかは、一般的な社会通念に則して個別のケースごとに判断されるため、上記の事情があっても、他の事情から、「労働者派遣事業」に該当すると判断される場合もあり得ることに留意すること。

第10章 宮城県薬事関連災害協定書等

災害時における医療救護活動に関する協定書



宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県薬剤師会（以下「乙」という。）は災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定された災害をいう。）時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し薬剤師班の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に薬剤師班を編成し、速やかに派遣するものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け並びに管理
- (3) その他、消毒方法、医薬品の使用方法等の薬学的指導等甲が必要と認めた事項

（薬剤師班に対する指揮等）

第4条 薬剤師班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定するものが行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給する。

（調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

（体制整備）

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡及び派遣体制の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。

（訓練）

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。



(費用弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に要する費用
- (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものを。

(細目)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定書の発効)

第13条 この協定は、令和3年12月20日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年12月7日

甲 宮城県知事

村井嘉浩



乙 仙台市青葉区落合二丁目15番26号
一般社団法人 宮城県薬剤師会長



災害時における医療救護活動に関する協定書実施細目

宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県薬剤師会（以下「乙」という。）との間において令和3年12月17日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定による細目は、次のとおりとする。

（薬剤師班の派遣要請）

第1条 甲が、協定書第2条第1項の規定により乙に派遣を要請するときの手段は、問わないものとする。ただし、必ず様式第1号の文書を取り交わすものとし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が乙に伝達されたときとする。

（薬剤師班の構成）

第2条 協定書第2条第2項に定める薬剤師班の構成は、薬剤師及び補助職員とする。

2 前項の補助職員は、災害時の救護活動状況により必要と甲が認めたときに置くことができる。

（医療救護活動の報告）

第3条 乙が、協定書第2条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、各薬剤師班ごとの様式第2号医療救護活動報告書、様式第3号薬剤師班員名簿及び様式第4号医薬品等使用報告書を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第4条 乙が、協定書第2条の規定により医療救護活動において、薬剤師班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは様式第5号事故報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（原子力災害時の安全確保）

第5条 甲は、乙が派遣した薬剤師班の安全を確保するために必要な物品等を貸与するものとする。

2 乙が派遣した薬剤師班が、放射性物質の放出後に協定書に基づく業務に従事した場合、甲は乙が派遣した薬剤師班に対し、業務終了後の退城時の検査及び必要に応じた簡易除染を行うものとする。

（費用弁償等の請求）

第6条 協定書第10条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、様式第6号費用弁償請求書により、甲に請求するものとする。

2 協定書第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとするものが様式第7号扶助金支給申請書により、甲に申請するものとする。

(費用弁償の額)

第7条 協定書第10条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第10条第2号に規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第10条第3号に規定する扶助金については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」(昭和37年宮城県条例第37号)に準ずるものとする。

4 協定書第10条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号から第3号までに該当しない費用であつて、この協定実施のために要したものとする。

(支払)

第8条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに乙に対し支払うものとする。

別表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
薬 劑 師	災害救助法施行細則(昭和35年規則第48号)別表2に定める額		
補 助 職 員	職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)による行政職2級1号給に当たる者の1日当たりの給与相当額(100円未満の端数切り捨て)	職員等の旅費に関する条例(昭和32年宮城県条例第30号)に定める2級の職務にある者の旅費に相当する額	職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)による行政職の時間外勤務手当支給の令による額

様式第1号

番 号
年 月 日

一般社団法人宮城県薬剤師会長殿

宮城県知事

薬剤師班の派遣について（依頼）

災害時における医療救護活動に関する協定書実施細目第1条の規定により、薬剤師班の派遣についてよろしくお願いします。

記

- 1 派遣地域（要請元）
- 2 派遣期間
- 3 派遣薬剤師班の数

様式第2号

医療救護活動報告書

班 名	
災害発生場所	
医療救護活動場所	
活動状況	備 考
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調 剤 件 数 件 服 薬 指 導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調 剤 件 数 件 服 薬 指 導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調 剤 件 数 件 服 薬 指 導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件	
月 日 時 分から 月 日 時 分まで 調 剤 件 数 件 服 薬 指 導 件 一般医薬品交付 件 薬事衛生指導 件 医薬品等仕分 件 医薬品等配送 件	

様式第3号

薬剤師班員名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

様式第4号

医薬品等使用報告書

班名				
品名	規格	数量	薬価基準	
			単価	金額

様式第5号

事 故 報 告 書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり事故（傷病者・死亡者）が発生したので報告します。

月 日

宮城県知事

殿

一般社団法人 宮城県薬剤師会長

別紙

事故（傷病者・死亡者）概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
職種		勤務地		所属薬剤師 班名	
傷病名		程度	重症・中等傷・軽傷		
外来・入院	月	日	診療（入院） 医療機関名		
受傷（発病）日時	年 月 日 時 分				
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日 時 分				
死亡場所					
死亡受傷（発病）時の状況					

様式第6号

費用弁償請求書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所
氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

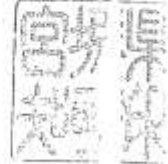
扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

宮城県知事

殿

住 所
氏 名



災害時における医療救護活動に関する協定書第10条第3号及び同協定書実施細目第6条第2項の規定による扶助金を支給されるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病 にかかり、 又は死亡し た者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	
	住所					
	職種		勤務地		所属薬剤師 署名	
	傷病名			受傷(発病) 年月日		
	死亡原因			死亡年月日		
傷害給別		療養開始 年月日		治 癒 年月日		
休業日数	年 月 日から 年月 日まで		日間		休業期間中における 業務上の収入の有無	
扶助金支給基礎額			災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償に関する条例第2条第1項第()号該当			
扶助金支給申請額						
備 考						

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類(事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの)を添付すること。
(療養扶助金申請の場合は不要)
- 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 休業扶助金申請の場合は、診断書(休業が必要と認められる期間の記載があるもの)及び事業主の証明書を添付すること。
 - 傷害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した傷害診断書を添付すること。
 - 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。



災害時における医療救護活動に関する協定書



宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）で定める宮城県地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医療救護活動等に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師の派遣）

第2条 甲は、災害時に協力を得ることが必要と判断した場合、乙に対して、病院に勤務する薬剤師の派遣を要請できるものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、甲と協議の上、薬剤師を速やかに派遣するものとする。

（薬剤師の業務）

第3条 甲の要請に基づく薬剤師の医療救護活動の業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害拠点病院、被災病院等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- (2) 救護所及び医薬品等の集積所等における医薬品等の仕分け及び管理
- (3) その他、公衆衛生、医薬品の使用方法等の薬学的指導等甲が必要と認めた事項

（薬剤師に対する指揮等）

第4条 薬剤師に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する薬剤師が使用する医薬品等は、当該薬剤師が携行するもののほか、必要に応じて甲が供給するものとする。

（体制整備）

第6条 乙は、災害時に迅速な対応が取れるよう、組織内の連絡及び派遣体制等の整備に努めるものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、平常時から災害時の対応等について、必要な協議及び情報の交換に努めるものとする。



(訓練)

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用の支弁)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく範囲内で支弁するものとする。

- (1) 薬剤師の派遣に要する費用
- (2) 薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 薬剤師が医療救護活動において負傷し、り患し、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であつて、この協定実施のために要したもので甲が必要と認めたもの

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に必要な事項は別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定書の発効)

第12条 この協定は、令和3年9月1日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年 8 月 30 日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩



乙 宮城県仙台市青葉区星稜町1番1号
一般社団法人宮城県病院薬剤師会
会長 片山 潤



災害時における医療救護活動に関する協定書実施細目

宮城県（以下「甲」という。）と一般社団法人宮城県病院薬剤師会（以下「乙」という。）とが、令和3年8月30日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条の規定による細目は、次のとおりとする。

（薬剤師の派遣要請）

第1条 協定書第2条第1項の規定による派遣要請は、甲又は甲の指定する者が様式第1号により実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭による派遣要請も可とし、その効力の発生時期は、派遣要請の意思が乙に伝達されたときとする。この場合、甲は、後日様式第1号を乙に提出するものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定書第2条の規定により薬剤師を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、薬剤師ごとの様式第2号医療救護活動報告書、様式第3号派遣者名簿及び様式第4号医薬品等使用報告書を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告書）

第3条 乙は、協定書第2条の規定による医療救護活動において、薬剤師が負傷し、り患し、又は死亡したときは様式第5号事故報告書により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第4条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号の規定による費用については、乙が取りまとめ、様式第6号費用弁償請求書により、甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号の規定による扶助金については、支給を受けようとする者又はその遺族が様式第7号扶助金支給申請書により、甲に申請するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第9条第1号の規定による費用弁償の額は、災害救助法施行細則（昭和35年規則第48号）に定める額とする。

2 協定書第9条第2号の規定による費用弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号の規定による扶助金の額は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年宮城県条例第37号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号の規定による費用弁償の額は、同条第1号から第3号までに該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとし、事前に甲に協議するものとする。

(手続)

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく手続を行うものとする。

様式第1号

薬 第 号
年 月 日

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長 殿

宮城県知事 ○ ○ ○ ○

薬剤師の派遣について（依頼）

このことについて、災害時における医療救護活動に関する協定書第2条及び同協定実施細目第1条の規定により、下記のとおり要請します。

記

- 1 派遣地域（要請元）
- 2 派遣期間
- 3 派遣薬剤師の数

様式第2号

医療救護活動報告書

氏 名				
派 遣 先				
活 動 期 間	活 動 状 況			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
調剤件数	件			
服薬指導	件			
一般医薬品交付	件			
薬事衛生指導	件			
医薬品等仕分	件			
医薬品等配送	件			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
調剤件数	件			
服薬指導	件			
一般医薬品交付	件			
薬事衛生指導	件			
医薬品等仕分	件			
医薬品等配送	件			
月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
調剤件数	件			
服薬指導	件			
一般医薬品交付	件			
薬事衛生指導	件			
医薬品等仕分	件			
医薬品等配送	件			

様式第3号

派遣者名簿

氏名	所属	住所	従事期間
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで
			月 日から 月 日まで

様式第4号

医薬品等使用報告書

派遣者名	品名	規格	数量	薬価基準	
				単価	金額

様式第5号

事故報告書

年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動において、別紙のとおり（傷病者・死亡者）が発生したので報告します。

年号 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

一般社団法人宮城県病院薬剤師会長

別紙

事故（傷病者・死亡者）概要

氏名		性別	男・女	年齢	歳
住所					
所属					
派遣先					
傷病名		程度	重傷・中等傷・軽傷		
外来・入院	年 月 日	診療（入院） 医療機関名			
受傷（発病）日時	年 月 日		時 分		
受傷（発病）場所					
死亡原因					
死亡日時	年 月 日		時 分		
死亡場所					
死亡受傷（発病）時の状況					

様式第6号

費用弁償請求書

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住所
氏名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、年 月 日から 年 月 日までに於ける災害時の医療救護活動に対する費用弁償額
(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

扶助金支給申請書

年 月 日

宮城県知事 ○ ○ ○ ○ 殿

住所

氏名

災害時における医療救護活動に関する協定書第9条第3号及び同協定実施細目第5条第3項の規定による扶助金を支給されるよう、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷・疾病にかかり、又は死亡した者の状況	氏名		性別	男・女	生年月日	年	月	日
	住所							
	所属		派遣先					
	傷病名		受傷(発病)	年月日	年	月	日	
	死亡原因		死亡年月日					
傷害給別		療養開始	年	治	ゆ	年	月	日
		年月日	月	日	年月日	月	日	
休業日数	年	月	日から	休業期間中における	有・無			
	年	月	日まで	業務上の収入の有無				
扶助金支給基礎額	災害に際し応急措置の業務に従事したものに係る損害補償に関する条例第2条第1項第()号該当							
扶助金支給申請額								
備考								

- 注1 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること（療養扶助金申請の場合は不要）。
- 2 療養扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収書又は請求書を添付すること。
 - 3 休業扶助金の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載があるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
 - 4 傷害扶助金申請の場合は、医師の意見を付した傷害診断書を添付すること。
 - 5 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
 - 6 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
 - 7 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。



非常災害用医薬品確保に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医薬品卸組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、非常災害時に必要とされる医薬品及び医療材料（以下「医薬品等」という。）の確保と供給について必要な事項を定めるものとする。

（災害時の医薬品等の供給）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な医薬品等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる医薬品等の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

（体制整備）

第3条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、連絡体制及び供給体制の整備に努めるものとする。

（訓練）

第4条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、平常時から災害時の医薬品等の確保について協議し、災害時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、災害時に被災地の医薬品等の需給状況についての情報交換に努めるものとする。

（非常災害用医薬品等の備蓄）

第6条 甲は、災害初期に緊急に必要とされる医薬品等を指定し、乙はこれを備蓄するものとする。

2 前項の備蓄の方法は、流通備蓄とする。

3 甲は、前項の備蓄に要する経費について負担する。

4 甲は、第1項により指定する医薬品等の品目及び数量等について、毎年度、乙と協議して定めるものとする。

(非常災害用医薬品等の配送)

第7条 災害時に乙は、甲の指定した場所に備蓄医薬品等を速やかに配送するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、日本医薬品卸売業連合会と連携を強化して広域的な支援が受けられる体制の整備に努めることとし、災害発生時に県内施設で要請事項に対する措置ができない場合は、県外施設から措置するよう努めることとする。また、甲はそのために必要な協力をを行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めがない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定書の発効)

第10条 この協定は、令和3年8月19日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和3年8月17日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 弘台市青葉区大手町1番1号
宮城県医薬品卸組合
理事長 鈴木三尚



災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と有限責任中間法人日本医療ガス協会東北地域本部（以下「乙」という。）は、災害時の医療ガス等の調達業務について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医療ガス等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 非常災害時における甲が行う医療ガス等の確保を図るため、医療ガス等を調達する必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第3条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療ガス等の範囲）

第4条 甲が供給を要請する医療ガス等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

（1）酸素ガス及び液体酸素

（2）酸素ガス及び液体酸素の使用にあたり必要となる資器材等

（3）その他甲が指定するもの

（緊急要請）

第5条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医療ガス等の引取り）

第6条 医療ガス等の引取りの場所については、甲が指定するものとし、当該場所において品目及び数量を確認の上、甲はこれを引き取るものとする。

（医療ガス等を使用する施設の安全性等の確認）

第7条 医療ガス等を使用する施設の安全性等を確認する必要がある場合は、甲は乙に対し、安全性の確認について協力を要請するものとする。

(体制整備)

第8条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用弁償)

第10条 甲は、乙の協力により調達された医療ガス等について、その実費を負担するものとする。

(細目)

第11条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成17年 〆月 / 日

甲 宮城県知事 浅野史郎

乙 宮城県仙台市青葉区本町一丁目11-14
有限責任中間法人日本医療ガス協会
東北地域本部 本部長 佐藤敏男

災害時における医療機器等の確保等に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医療機器販売業協会（以下「乙」という。）は、災害時の医療機器等の確保等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画（平成16年6月策定）に基づき、非常災害時に必要とされる医療機器及び衛生材料（以下「医療機器等」という。）の確保と供給について必要な事項を定めるものとする。

（災害時の医療機器等の供給）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な医療機器等の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる医療機器等の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

（医療機器等の点検）

第3条 甲は、医療機器等の点検整備等を必要とする場合には、乙に対し、点検整備等について協力を要請するものとする。

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（医療機器等の範囲）

第5条 甲が供給を要請する医療機器等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医療機器
- (2) 衛生材料
- (3) その他甲が指定するもの

（要請の手續）

第6条 甲は乙に協力を要請する場合は、次の事項について書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができるものとする。

なお、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

- (1) 供給・点検修理の区別
- (2) 品名

- (3) 数量
 - (4) 供給(点検)日
 - (5) 送付(点検)場所
 - (6) その他参考事項
- (体制整備)

第7条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(費用弁償)

第9条 甲は、乙の協力により調達された医療機器等について、その実費を負担するものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定書の効力)

第12条 この協定は、平成22年7月1日から効力を発するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成22年6月28日

甲 宮城県知事 村井嘉浩



乙 宮城県仙台市青葉区山手町12-9

宮城県医療機器販売業協会

会長 浅若博敬



災害時における毒物劇物による危害防止協力に関する協定書

宮城県（以下「甲」という。）と宮城県毒劇物協会（以下「乙」という。）は、災害時の毒物劇物による危害防止に関する業務について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、宮城県地域防災計画に基づき、災害の発生に伴い、毒物劇物貯蔵施設等から毒物劇物が漏洩した場合等における乙の応援協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時に、乙に対し必要な資機材の供給を要請できるものとする。

2 乙は、災害時に必要とされる資機材の円滑な供給が行われるよう協力するものとする。

（技術的助言）

第3条 乙は、毒物劇物による保健衛生上の危害を防止するため、甲の求めに応じて、必要な技術的助言を行うものとする。

（体制整備）

第4条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、連絡体制及び供給体制の整備に努めるとともに、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、運搬するものとする。

（資機材）

第5条 第2条の資機材は、中和剤、吸着剤、防毒マスク、防毒衣、その他毒物劇物による危害防止に効果的な資機材として、別に定める。

2 資機材は、乙の所属会員が所有する資機材を利用する。

（経費の負担）

第6条 第2条の規定により、乙が要した資機材の経費については、甲が負担するものとする。

(事務局)

第7条 この協定の施行に関し、甲は宮城県保健福祉部薬務課に、乙は宮城県毒劇物協会にそれぞれ事務局を置く。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、災害時に備えた訓練を実施し、災害時に適切な対応ができるように努めるものとする。

(細目)

第9条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を所持する。

平成21年3月24日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩

乙 宮城県仙台市宮城野区日の出町一丁目2番1号
宮城県毒劇物協会
会長 高 澤 一 男

大規模災害時における一次医薬品集積所に関する覚書

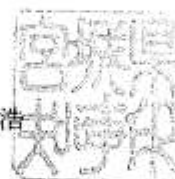
宮城県（以下「甲」という。）と宮城県医薬品卸組合理事長鈴木三尚（以下「乙」という。）とは、宮城県地域防災計画〔地震災害対策編・風水害等災害対策編・津波災害対策編〕において規定する県外等から輸送される医薬品等を受入れ、仕分け及び管理を行う一次医薬品集積所について、次のとおり覚書を交換する。

- 1 一次医薬品集積所は、乙の会員が所有する次の施設とする。
所在地：黒川郡大和町小野字明通40-7
名称：バイタルネット宮城物流センター
- 2 一次医薬品集積所で受け入れる品目は、医薬品、医療機器、衛生材料等の医療救護に必要なものとする。
- 3 一次医薬品集積所の施設使用については、無償とする。
- 4 一次医薬品集積所の使用が必要な場合は、甲は乙に対してその使用を要請するものとし、乙は、甲の要請に基づく医薬品等の適切な受入・供給が行われるよう努めるものとする。
- 5 甲は、一次医薬品集積所に管理責任者を設置し、運営・管理を行う。
- 6 この覚書に定めがない事項又はこの覚書に関し疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

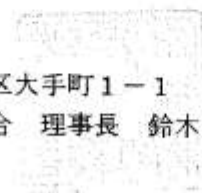
この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成30年3月9日

甲 宮城県知事 村 井 嘉 浩



乙 宮城県仙台市青葉区大手町1-1
宮城県医薬品卸組合 理事長 鈴木 三尚



第 1 1 章 資料集

2 非常災害用医薬品等備蓄場所一覧（令和5年度現在）

NO.	地区名	営業所名	〒	所在地	電話	FAX
1	幹事会社 物流センター	(株)バイタルネット 宮城物流センター	981-3698	黒川郡大和町小野字明通40-7	022(344)7575	(344)7635
2	仙台地区 (10ヶ所)	サンケミファ(株) 営業部	989-3212	仙台市青葉区芋沢字大竹新田8-1	022(394)3031	(394)5920
3		(株)スズケン 北仙台支店	981-3117	仙台市泉区市名坂字黒木川原5-1	022(771)2693	(375)9660
4		(株)スズケン 宮城物流センター	981-3419	黒川郡大和町まいの2-1-1	022(347)2131	(345)8845
5		東邦薬品(株) 仙台営業所	980-0801	仙台市青葉区木町通1-3-7	022(267)7216	(261)5968
6		東邦薬品(株) 仙台東営業所	984-0015	仙台市若林区卸町2-10-3	022(788)1311	(232)6225
		東邦薬品(株) 検査薬仙台営業所	984-0015	仙台市若林区卸町2-10-3	022(237)0371	(237)0339
7		東北アルフレッサ(株)仙台南支店	984-0015	仙台市若林区卸町4-8-5	022(290)9443	(231)6006
		東北アルフレッサ(株)仙台北支店	984-0015	仙台市若林区卸町4-8-5	022(290)9440	(231)6006
8		(株)バイタルネット 仙台支店	981-3188	仙台市泉区八乙女3-3-1	022(218)6111	(218)6116
9		(株)バイタルネット 仙台中央支店	984-0002	仙台市若林区卸町東1-8-20	022(232)9700	(238)6582
10	(株)マルタケ 仙台支店	983-0035	仙台市宮城野区日の出町1-6-30	022(284)8611	(284)7773	
11	(株)メディセオ 仙台支店	983-0034	仙台市宮城野区扇町3-5-22	022(232)5721	(232)5720	
12	南仙台地区 (5ヶ所)	(株)スズケン 仙台支店	982-0251	仙台市太白区茂庭字人來田西76	022(281)1820	(281)5964
13		東北アルフレッサ(株)名取支店	981-1245	名取市ゆりが丘1-18-15	022(386)2522	(386)2515
14		(株)バイタルネット 南仙台支店	981-1298	名取市下余田字鹿島10	022(384)8930	(397)7973
15		(株)PALTAC RDC宮城	989-0731	白石市福岡深谷字南沖8-2	0224(22)2360	(22)2172
16		(株)リードヘルスケア 仙台営業所	989-2422	岩沼市空港南5-2-3	0223(25)1090	(24)0921
17	大崎地区 (5ヶ所)	(株)スズケン 古川支店	989-6223	大崎市古川字上古川147	0229(22)1912	(22)5472
18		東邦薬品(株) 古川営業所	989-6101	大崎市古川福浦字道の上137-1	0229(23)5627	(23)5628
19		東北アルフレッサ(株)大崎支店	989-6321	大崎市三本木字東浦19	0229(52)7778	(53)2228
20		(株)バイタルネット 古川支店	989-6255	大崎市古川休塚字童子川25-1	0229(28)2271	(28)3294
21		(株)メディセオ 大崎支店	980-6136	大崎市古川穂波3-1-29	0229(24)9460	(24)9470
22	石巻地区 (4ヶ所)	(株)スズケン 石巻支店	986-0866	石巻市蕎平2-2-4	0225(94)2412	(96)1032
23		東邦薬品(株) 石巻営業所	986-0832	石巻市泉町3-8-33	0225(93)5701	(94)5331
24		東北アルフレッサ(株)石巻支店	986-0853	石巻市門脇字元浦屋敷27-8	0225(23)1431	(23)1435
25		(株)バイタルネット 石巻支店	986-0853	石巻市門脇字一番谷地43-8	0225(23)1271	(93)3217
26	気仙沼地区 (2ヶ所)	東邦薬品(株) 気仙沼営業所	988-0053	気仙沼市田中前3-2-18	0226(22)0373	(22)5787
27		(株)バイタルネット 気仙沼支店	988-0053	気仙沼市田中前2-8-1	0226(22)5656	(24)2678

3-1 災害処方箋に係る費用請求時に想定される（一社）宮城県薬剤師会あて通知案

薬 第 ○ 号
年号○年○月○日

一般社団法人宮城県薬剤師会会長 殿

宮城県保健福祉部長

〇〇災害により救護所等で交付された災害処方箋に基づく調剤に係る費用請求について（依頼）

本県の薬事行政につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度の災害におきましては、御尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

さて、〇〇〇〇〇〇に伴い、災害救助法に基づく医療の一環として救護所等において交付された処方箋（以下「災害処方箋」という。）については、保険調剤として取り扱わず、薬局において調剤を行った際の労務費及び薬剤費については県（※災害救助法第21条の規定に基づき、費用負担は国及び都道府県が負担することとされているが、ここでは（一社）宮城県薬剤師会の直接の請求先を記載）に費用を請求することとされているところです。

このたび、その取扱いについて、別添のとおり「〇〇〇〇災害による薬局における災害処方箋に基づく調剤実施要領」を定めましたのでお知らせします。

つきましては、災害処方箋に基づく調剤（保険調剤以外の調剤）を行った薬局からの費用請求について、貴会において取りまとめていただき、当部薬務課宛て御報告願います。併せて、本要領について、各薬局に周知願います。

担 当：薬務課薬事温泉班 ○○
住 所：〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
T E L：022(211)2652 F A X：022(211)2490
e-mail：yakumu-y@pref.miyagi.lg.jp

3-2 災害処方箋に係る費用請求時に想定される実施要領案

〇〇〇〇災害による薬局における医療支援実施要領

(目的)

第1条 本要領は、〇〇〇〇災害に伴い、災害救助法による医療の一環として、薬局において災害処方箋に基づき調剤された薬剤を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施者)

第2条 災害救助法適用市町村内に所在する薬局とする。

(実施内容)

第3条 薬局は、〇〇〇〇災害により、救護所等の保険医療機関以外で交付された災害処方箋に基づき、調剤を行い、薬剤を支給する。

(実施期間)

第4条 実施期間は、災害救助法適用期間内とする。

2 県は、前項の期間の開始及び終了時に、薬局に通知するものとする。

(費用の負担及び支払)

第5条 前条の期間中、薬局において災害処方箋に基づく調剤を行った際の労務費及び調剤のために使用した薬剤の実費は、県が負担するものとする。

2 前項の労務費は、調剤した災害処方箋1枚当たり〇〇円（※通知前に（一般社団法人宮城県薬剤師会と調整）とし、1薬局当たり1日15,400円（※災害救助法施行細則（昭和35年規則第48号）別表2の規定に基づく薬剤師の日当を参考として記載したが、通知前に（一社）宮城県薬剤師会と調整）を超えないものとする。

3 第1項の規定による費用については、一般社団法人宮城県薬剤師会（以下「宮城県薬剤師会」という。）が別記様式1及び2により取りまとめた上、知事に請求するものとする。

4 県は、（一社）宮城県薬剤師会に支払うものとする。

(請求の期限)

第6条 前条第3項に規定する請求の期限は、第4条第2項の通知後3か月以内とする。

附 則

この要領は、年号〇年〇月〇日から施行し、年号〇年〇月〇日から適用する。

(別記様式1)

薬局における災害処方箋等による調剤報告書

年号○年○月○日

宮城県知事 殿

住所

氏名

災害救助法に基づく医療の一環として、各薬局において、災害処方箋等により調剤をいたしましたので、下記のとおり報告します。

記

- | | | | | |
|---|----------------|----|---|----|
| 1 | 調剤対象月 | 年号 | 年 | 月分 |
| 2 | 調剤した薬局数 | | | 件 |
| 3 | 調剤した災害処方箋枚数等 | | | 枚 |
| 4 | 調剤した際の労務費 | | | 円 |
| 5 | 調剤のために使用した薬剤費 | | | 円 |
| 6 | 調剤実績：別紙一覧表のとおり | | | |

薬局における災害処方箋等による調剤実績一覧表（ 月分）

薬局の 許可番号	薬局の名称	調剤枚数 (枚)	労務費 (円)	薬剤費 (円)
	計			

※ 根拠書類として、各薬局における調剤実績の詳細及び調剤済みの災害処方箋等の写しを添付すること。

(参考1)

薬局における災害処方箋等による調剤実績の詳細一覧表 (月分)

薬局の許可番号：

薬局の名称：

薬局の所在地：

調剤年月日	患者氏名	生年月日	受付枚数 (枚)	薬剤費 (実費：円)

薬剤費 円

※ 根拠となる書類として、調剤済みの災害処方箋等の写しを添付すること。

(参考2)

薬局における災害処方箋等による労務費算定に係る調剤実績一覧表
(月分)

薬局の許可番号：

薬局の名称：

薬局の所在地：

調剤年月日 (1日ごとに記入)	薬剤師の 氏名	1日当たりの 調剤枚数(枚)	1日当たりの労務費(円) (15,400円以内)

労務費 円

※ 根拠となる書類として、調剤済みの災害処方箋等の写しを添付すること。

請求書

年号〇年〇月〇日

宮城県知事 殿

住所
氏名

災害救助法に基づく医療の一環として、各薬局における災害処方箋等による調剤に係る費用について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合	本店 支店・支所 出張所
口座種別	普通・当座	
口座番号		
(フリガナ)		
口座名義		

用語解説

【い】

医薬品集積所（一次・二次）

県の要請等により、県内外から輸送される医薬品等及び支援物資（医薬関係）を受け入れ、仕分け及び管理を行う施設のこと。薬務課の判断により一次医薬品集積所を設置し、また、地域保健医療福祉調整本部ごとに二次医薬品集積所を設置する。

なお、医薬品集積所から医薬品を供給する行為は、卸行為と見なされるため、平時は許可が必要な行為である。よって、国から発出される事務連絡等（p 45⑥と同内容の通知）により、当該医薬品の融通行為が差し支えない旨を確認してからでなければ設置できないことに留意する。

平成30年3月9日に県が宮城県医薬品卸組合と交換した覚書により、一次医薬品集積所はバイタルネット宮城物流センターとされている。

医療救護所

市町村内の医療施設の診療能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生したとき又は多数の医療施設の被災により十分な診療を発揮できないと市町村が判断したとき等に、市町村が設置するもの。市町村が被災・機能喪失により医療救護所の設置を決定できない場合は、地域保健医療福祉調整本部が市町村に代わって設置を決定する。設置場所は、特に被害の甚大な地域や負傷者が多数見込まれる地域等に留意して決定する。

医療救護班

医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県による要請に基づき、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チームのこと。災害救助法が適用になった場合は、同法に基づく救護班の一つとなる。

医療救護班調整担当

保健医療福祉調整本部で医療救護に係る調整を行う本部員で、医療救護班の受入と配置調整を行う。地域保健医療福祉調整本部から派遣要請に係る情報を集約するとともに、支部単位で派遣先の割り振りを行う。

【き】

基幹災害拠点病院

災害拠点病院のうち、地域災害拠点病院の機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を果たす医療機関のこと。（災害時における医療体制の充実強化について（平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知）宮城県では、独立行政法人国立病院機構仙台医療センターを指定している。（令和5年4月1日現在）

救護班

このマニュアルでいう救護班とは、災害発生時に必要に応じて速やかに編成・派遣され、災害のため医療の途を失った者に対して災害救助法による医療を実施するチームのこと。

緊急通行車両確認証明書

災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両に対し、都道府県知事又は公安委員会が、当該車両が災害応急対策を実施するための車両であることを確認のちに交付する証明書のこと。緊急通行車両等事前届出済証を有している場合には、有していない者より、当該証明書交付について優先的に確認を受けることが出来る。

緊急通行車両等事前届出済証

高速道路及び幹線道路等で交通規制が実施された場合に、緊急通行が必要な車両であることの確認を優先的に受けるための事前届出がなされていることを証するため、届出に応じ公安委員会が交付する書類のこと。宮城県が申請するものとしては、宮城県との防災協定等により宮城県の活動に専用される車両であり、災害応急対策に使用する計画がある車両に関するものが該当する。

【こ】

広域災害救急医療情報システム（EMIS（イーミス））

Emergency Medical Information System の略で、国の広域災害救急医療情報システムのこと。災害発生時に、被災した都道府県を超えて各医療機関の被災状況や患者受け入れ状況等の災害医療に関わる情報を共有し、DMATを管理・運用するためのシステムである。

【さ】

災害対策本部／災害対策本部地方支部／災害対策本部地域部

県が、災害が発生又は発生することが予測される場合に設置する災害対策全般を統括する本部のこと。知事を本部長として県庁2階の講堂に本部が置かれ、地方支部は地方振興事務所に、地域部は地方振興事務所地域事務所に設置される。消防機関、海上保安庁、警察及び自衛隊等と連携しながら県内における救援・救護活動の総合調整を行う。

災害医療コーディネーター

災害医療及び地域医療に知識と経験を有する医師のうちから知事が委嘱する医師のこと。被災地域内の医療ニーズを集約し、各地域が必要としている医療救護に対して、県内外からの人的・物的医療支援効果的に投入・配置するための総合調整を行う。

災害救助法

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とした法律。発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律である。

災害拠点病院

災害発生時において、当該病院が所在する県又は地域保健医療調整本部管内の医療救護活動の拠点となる病院のこと。災害医療を行う医療救護病院等を支援する役割も果たす。

なお、災害拠点病院には、「地域災害拠点病院」と「基幹災害拠点病院」がある。

災害時公衆衛生活動ガイドライン

大規模災害時に、初動体制を早期に確立すると共に、災害が長期化した場合には継続した公衆衛生活動を実施する必要があるため、公衆衛生活動の基本、組織体制及び被災市町村支援のための公衆衛生スタッフの派遣並びに他自治体職員の派遣要請及び受入を含めた体制整備を定めたもの。

災害処方箋

災害救助法適用下において、救護班が所持している薬剤が不足している場合等に、医療救護所等保険医療機関以外で交付され、通常の診療報酬による支払いの対象とならない処方箋のこと。

災害対策基本法

国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とした法律であり、日本の災害対策関係法律の一般法のこと。

日本での災害対策法制は、災害の予防、発災の予防、発災後の応急期の対応及び災害からの復旧・復興の

各ステージを網羅的にカバーする災害対策基本法を中心に、各ステージにおいて、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みとなっている。

災害薬事コーディネーター（県災害薬事コーディネーター／地域災害薬事コーディネーター）

保健医療福祉調整本部／原則地域保健医療福祉調整本部において、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣についての調整を行う薬剤師のこと。

【し】

市町村災害対策本部

各市町村が、災害が発生又は発生が予測される場合に設置する本部のこと。本部は市町村長を本部長として各市町村内の事前に予定している場所に設置され、管内の消防、警察等の関係機関との連携や県の支援を受けながら、市町村内の救援・救護活動を実施する。

【た】

大規模災害時医療救護活動マニュアル

宮城県地域防災計画に定める医療救護活動について、関係機関が実施すべき基本的事項を定めたもの。地震等の大規模な自然災害により多数の疾病者が発生した場合に、発災後の初期救急段階から避難所が設置されている期間における医療救護活動について、当該マニュアルに基づいて実施する。

なお、保健・衛生活動等については、「災害公衆衛生時活動ガイドライン」及び「災害時公衆衛生活動マニュアル」がその指針となる。

【ち】

地域保健医療福祉調整本部

管内で実施されている医療救護活動に関する調整及び管内の災害拠点病院に設置されるDMA T活動拠点本部と連携するため、管内でDMA T又は医療救護班による医療救護活動が行われる間、県災害対策本部地方支部／県災害対策本部地域部に設置される支部のこと。

地域保健医療福祉連絡会議

地域保健医療福祉調整本部単位で地域内の情報共有及び協議を行うために設置され、必要に応じて地域本部長が招集する会議のこと。管内の災害拠点病院、災害医療コーディネーター、市町村、都市医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会及び看護協会等関係機関は、地域保健医療福祉連絡会議に参画し、地域保健医療福祉調整本部の下で医療救護班の派遣調整等に協力する。

地域災害拠点病院

災害時に多発する重篤救急患者の救急医療を行うための高度な医療機能、被災地からの一時的な重症疾病者の受入機能、DMA T等の受入・派遣機能、疾病者等の受入及び搬出を行う広域搬送への対応機能、地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能を有し、県が指定した病院のこと。宮城県では、15病院を指定している。（令和5年4月1日現在）

【ひ】

避難所

災害時に生活基盤を喪失した方及び帰宅が困難となった住民が一時的に生活する場所のこと。原則として市町村が設置・運営する。

【ほ】

保健医療福祉調整本部

医療救護活動に関する総合調整及び市町村の医療救護活動の支援を行うために、県内でDMAT又は医療救護班による医療救護活動が行われる間、災害対策本部内に設置される本部のこと。

【み】

宮城県救急医療情報システム

県内の医療機関及び行政機関をインターネットで結び、各医療機関からの情報発信及び閲覧により情報共有が可能となるシステムのこと。

宮城県地域防災計画

災害対策基本法第40条に基づき、知事が宮城県防災会議に諮り、防災のために必要な予防、応急対策及び復旧について定めた計画のこと。災害の種類ごとに、地震災害対策編、風水害等災害対策編、津波災害対策編及び原子力災害対策編で構成されている。

宮城DMAT調整本部

保健医療福祉調整本部の指揮の下で、県内で活動するすべてのDMATを指揮・調整するために、県が保健医療福祉調整本部内に設置するDMAT本部のこと。

【も】

モバイルファーマシー

ライフライン喪失下の被災地でも散剤・水剤をはじめ各種医薬品が供給（調剤）できる車両のことで、宮城県では（一社）宮城県薬剤師会が所有している。現状、宮城県では、モバイルファーマシーは医療救護所の一部という解釈で運用しており、保険調剤は実施できない。

【や】

薬剤師チーム

避難所を中心として、服薬指導、セルフメディケーション支援及び公衆衛生活動等を実施する薬剤師により構成されるチームのこと。災害救助法が適用になった場合は、同法にも基づく救護班の一つとなる。

薬務課

保健医療福祉調整本部で県災害薬事コーディネーターと連携して、医薬品等の供給及び薬剤師の派遣調整を行う。

【D】

DMAT（ディーマット）

Disaster Medical Assistance Team（災害派遣医療チーム）の略で、災害時に被災地域へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うの専門トレーニングを受けた医療チームのこと。医師1名、看護師2名、業務調整員1名を基本として編成される。

なお、本県の病院に所属するDMATのことを「宮城DMAT」という。

DMA T活動拠点本部

DMA T調整本部が必要に応じて災害拠点病院に設置するDMA T本部のこと。DMA Tの病院支援活動や現場活動の直接の拠点となる。

DMA T・SCU本部

航空搬送拠点内のSCU内に設置されるDMA T本部であり、宮城DMA T調整本部の指揮の下で、DMA T活動拠点本部と連携しながらSCUに参集したDMA Tの指揮・調整を行う。

【J】

JMAT（ジェイマット）

Japan Medical Association Team（日本医師会チーム）の略で、日本医師会が編成して派遣する災害医療チームのこと。医師1人、看護職員2人及び事務職員1人の計4人を基本として編成され、1チームあたりの活動期間は3日から1週間程度を原則としている。

【S】

SCU（エスシーユー）

Staging Care Unitの略で、航空搬送拠点臨時医療施設のこと。航空搬送拠点内に臨時に設置する医療施設であり、大規模災害時の航空機による広域医療搬送や地域医療搬送に際し、患者の症状の安定化及び搬送を行う救護所として、被災地域及び被災地域外の空港並びに自衛隊基地等に設置される。

災害時薬事関連業務マニュアル【第4版】

令和3年3月29日 初版

令和4年2月10日 第2版

令和5年3月20日 第3版

令和5年 月 日 第4版

発行 宮城県保健福祉部薬務課

〒980-8570

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 022-211-2652 (薬事温泉班)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/yakumu/>